

「上越市消防団適正配置検討委員会」報告書

～ 団員の負担軽減と効率的な消防団活動を支える～

平成31年3月

上越市消防団適正配置検討委員会

<目次>

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 消防団の現状と課題 | 2 |
| 1 全国の現状 | 2 |
| (1) 全国的な傾向 | 2 |
| (2) 国の対応策 | 3 |
| 2 上越市の現状 | 4 |
| (1) 消防団の状況 | 4 |
| (2) 消防団の組織体制 | 5 |
| 3 「消防団の現状と課題」のまとめ | 18 |
| 第2章 消防団の果たすべき機能 | 19 |
| 1 消防団の業務 | 19 |
| 2 上越市消防団の主な活動 | 20 |
| 第3章 上越市消防団の課題 | 21 |
| 1 課題検討の視点 | 21 |
| 2 課題収集のためのヒアリング調査の実施 | 21 |
| (1) ヒアリング調査の概要 | 21 |
| (2) ヒアリング調査の結果 | 21 |
| 3 課題検証のためのアンケート調査の実施 | 25 |
| (1) アンケート調査の概要 | 25 |
| (2) アンケート調査の結果 | 25 |
| 4 「上越市消防団の課題」のまとめ | 33 |
| 5 国の対応策の導入検討 | 36 |
| 第4章 上越市消防団における課題への対応策（提言） | 38 |
| 1 上越市の実情を踏まえた対応策 | 38 |
| 2 地域実態に応じた消防部の再編イメージ | 41 |
| 第5章 消防団が検討した再編案の考察 | 45 |
| おわりに | 48 |

| | |
|----------------------|----|
| 上越市消防団適正配置検討委員会設置要綱 | 49 |
| 上越市消防団適正配置検討委員会委員名簿 | 50 |
| 上越市消防団適正配置検討委員会の開催経過 | 51 |

資料編

上越市消防団適正配置検討委員会調査報告書(別冊)

はじめに

近年、全国各地で地震災害、風水害・土砂災害が頻発している。また、風害による大規模な火災も発生しており、地域の防災力の中核的役割を担う消防団への期待が高まっている。一方で、全国的に団員数が減少しており、地域防災力の低下に対する危機感が高まっている。

上越市においても団員数が減少しており、相対的に団員の負担が増加傾向にある。また、時代の変化とともに、住民の働き方や住まい方が変化し、消防団員の確保がこれまでにないほど、困難になっている。

上越市においては、消防団活動の実態の把握と、その結果に基づく消防団の適正配置の在り方を議論するため、平成 29 年 5 月に、消防団、町内会、防災士会及び上越地域消防事務組合の代表者、学識経験者で組織する上越市消防団適正配置検討委員会を設置した。

本検討委員会では、消防団が抱える課題や地域の実情を把握・分析するため、消防団員及び町内会長等を対象にしたヒアリング調査、アンケート調査を実施した。調査にご協力いただいた町内会ならびに消防団員の皆様、関係者の皆様には深く感謝する。

本検討委員会は、調査結果も含め、12 回の委員会において、検討・議論した内容を整理し、本報告書に取りまとめた。本報告書では、団員の負担軽減と効率的な消防団活動を支えるための「体制再編」「活動拠点である消防器具置場の整理・統廃合」「消防訓練・行事の見直し」等に関する提言を行っている。

引き続き消防団の機能を維持していくためには、市、消防団、地域組織が一体となって対策を講じる必要がある。上越市及び上越市消防団は、本報告書を踏まえ、住民や組織・団体に対し、より一層消防団活動に理解を深める一方で、防災関係機関と協力・連携し、地域消防力を維持するための取組を進めていただくことを期待する。

平成 31 年 3 月

上越市消防団適正配置検討委員会
委員長 田村 圭子

第1章 消防団の現状と課題

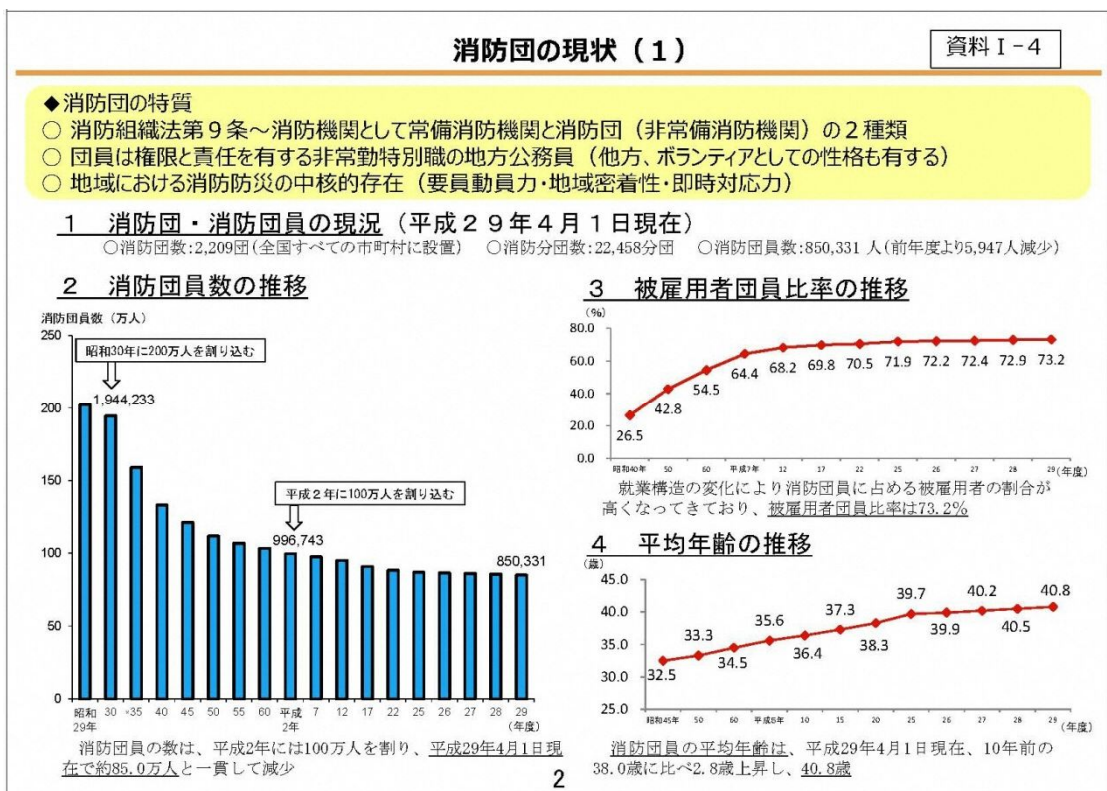
1 全国の現状

(1) 全国的な傾向

「消防団の役割はますます多様化」しているにも関わらず「団員数は減少」国においては、「消防団員の確保方策等に関する検討会（総務省消防庁、平成29年度）」が設置され「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書（平成30年1月）（以下、「検討会報告書」という）を作成した。本検討会では、1）消防団の現状と課題、2）対応策の検討、を行っている。

1）消防団の現状と課題においては、「発災時には消火活動、警戒活動、救助活動等を行うとともに、平時においても、消防団は火災予防啓発や住民への教育等を担っている」とともに「近年の多様な災害の多発、大規模化する災害時には、地域に密着した消防団は、従来の消火・救助活動に加え、避難誘導や安否確認等、多様な役割を果たしている」としている。

一方で、消防団員数は年々減少しており、昭和30年に200万人を、平成2年には100万人を割り込み、平成29年には約85万人となった。また、就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の率が平成29年には約73%に達するとともに、平均年齢は平成29年時点で40.8歳と消防団員の高齢化も進行している。



出典：「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書（平成30年1月）

(2) 国の対応策

検討会報告書では団員数の減少に対し、1) 基本団員の確保、2) 大規模災害団員の導入、3) 自主防災組織等との連携、4) 広域応援体制の確立、5) 機能別消防団員の確保、を対応策として挙げている

- 1) 基本団員の確保：地域のあらゆる主体が連携し、地域防災力を向上するにあたり中核となるのは、地域に密着し日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得し、動員が確保されている消防団であり、引き続き消防団員の確保に努める必要がある。
- 2) 大規模災害団員の導入：大規模災害時に限定して出動し基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の枠組みの例を示し、各地方公共団体における導入を促進することが有効と考えられる。
- 3) 自主防災組織等との連携：平時・非常時ともに、適切な役割分担のもと自主防災組織等と消防団との連携を強化することが必要である。消防団が平時には自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うとともに、災害時には自主防災組織等の指揮をとるなどの役割分担が考えられる。
- 4) 広域応援体制の確立：東日本大震災時には、岩手県の各市町村（遠野市、一関市、平泉町、住田町、岩泉町、久慈市、普代村）からは、相互応援協定に基づき、特に被害が大きかった地域（岩手県大船渡市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県宮古市、岩手県野田村、宮城県気仙沼市）に対して、延べ 1,400 人以上の消防団員が応援出動し、消火活動や救助救出活動等に従事した。（参考：平成 23 年度版 消防白書）
- 5) 機能別消防団員の確保：女性団員、学生団員は着実に増加を続け、平成 29 年にはそれぞれ約 25,000 人（全体の約 3%）、約 4,000 人となっている。さらに、特定の役割に参加する「機能別団員」も増加し、平成 29 年には機能別団員数が約 19,000 人に、機能別団員制度を導入する地方公共団体数は約 400 団体となった。

検討会報告書では、「基本団員の確保の必要性と質の確保」「団員確保のための消防団の知名度・イメージアップ」を基本としている。さらに、「大規模災害団員の導入促進」「自主防災組織等の強化と消防団との連携」「消防団の応援出動」を実施しながら、新たな団員確保の枠組みとして「機能別消防団として、1) 女性、2) 地方公務員、3) 消防職員 O B・消防団員 O B、4) 学生、5) 少年消防クラブ、6) 事業所・団体等」を提案している。

2 上越市の現状

(1) 消防団の状況

上越地域消防事務組合と協働し、平時においては後方支援、災害時においては主体的な役割が期待されているが、団員の減少と高齢化が進んでいる

上越市は、平成 17 年の市町村合併により、市域の総面積が 973 平方キロメートルと広域化し、平野部、山間部、海岸部と変化に富んだ地形を有することで、洪水、津波、大雪など様々な自然災害に対応する防災力が求められている。

こうした状況の下、上越市消防団（以下、「消防団」という）は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域防災力の中核として昼夜を問わず日々消防業務に従事しており、地元町内会や消防団後援会から大きな信頼と期待が寄せられてきた。

また、消防団員は、地域住民の安全・安心を確保するため、それぞれの管轄地域において、上越地域消防事務組合（以下、「常備消防」という）と連携した消防・防災活動のほか、行方不明者の捜索や水害発生時に出動する水防団としての役割も担っている。

火災発生時の消防活動については、上越地域に常備消防が昭和 47 年 5 月に配備され、その後、消防車両や消防資機材等が高度化されてきたことに伴い、現行の消防体制は常備消防が中心となり、消防団は協働若しくは後方支援としての役割を担っている。

平成 27 年の国勢調査で 20 万人を下回った上越市の人口は、その後も減少傾向が続いており、上越市では、第 6 次総合計画（後期基本計画）の最終年である平成 34 年の推計人口を約 18 万 6 千人と見込んでいる。

消防団員数も、平成 17 年 4 月の 4,779 人から、平成 30 年 4 月の 4,170 人（ 609 人、12.7%減）に減少し、消防団員の平均年齢は平成 30 年 4 月時点で 38.6 歳となり、毎年、平均年齢が上がっており、今後も団員の減少と高齢化が進むことが見込まれる。【資料 1】

資料1 市町村合併後の上越市消防団の実態

(団員数は各年の4月2日現在)

| 年 度 | 分団数 | 消防部数 | 団員数(人) | | 平均年齢 (歳) |
|--------|-----|------|-----------|---------|-------------|
| | | | | 前年度比 | |
| 平成16年度 | 53 | 246 | 4,877(31) | | |
| 平成17年度 | 53 | 246 | 4,779(31) | 98(0) | |
| 平成18年度 | 53 | 246 | 4,744(33) | 35(2) | |
| 平成19年度 | 53 | 245 | 4,660(29) | 84(4) | 34.1 |
| 平成20年度 | 53 | 245 | 4,658(40) | 2(11) | 34.3 |
| 平成21年度 | 53 | 243 | 4,658(41) | 0(1) | 34.7 |
| 平成22年度 | 53 | 247 | 4,644(39) | 14(2) | 35.7 |
| 平成23年度 | 53 | 246 | 4,609(37) | 35(2) | 36.6 |
| 平成24年度 | 53 | 244 | 4,599(37) | 10(0) | 35.8 |
| 平成25年度 | 53 | 235 | 4,536(32) | 63(5) | 36.2 |
| 平成26年度 | 53 | 222 | 4,490(33) | 46(1) | 37.2 |
| 平成27年度 | 53 | 222 | 4,494(33) | 4(0) | 37.5 |
| 平成28年度 | 53 | 222 | 4,439(32) | 55(1) | 38.2 |
| 平成29年度 | 53 | 222 | 4,270(31) | 169(1) | 38.5 |
| 平成30年度 | 53 | 222 | 4,170(19) | 100(12) | 38.6 |

()内の数値は、女性消防団員数で内数

平均年齢は、各年4月1日現在の数値(過去12年のみ記載)

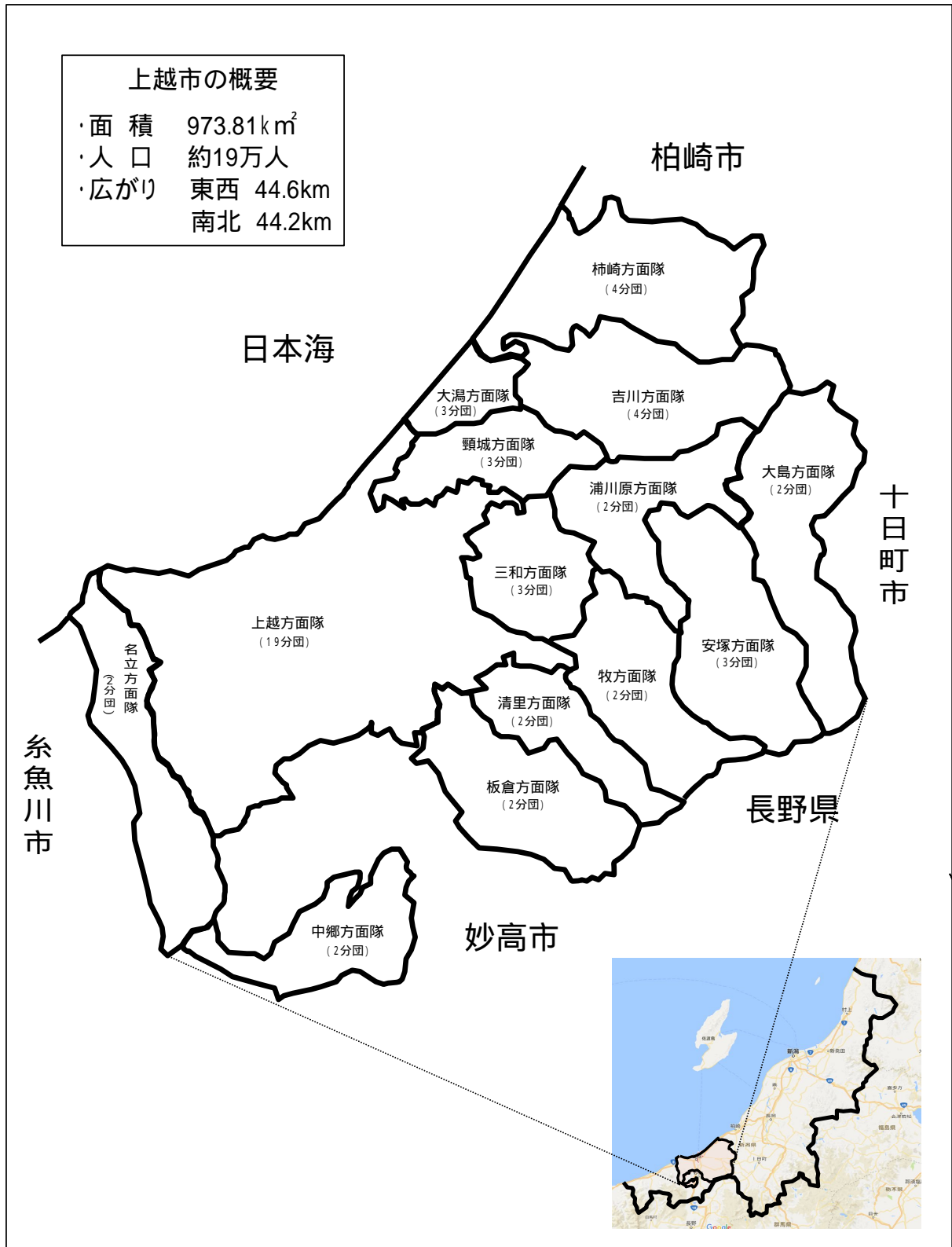
(2) 消防団の組織体制

市町村合併後の変遷

平成17年の市町村合併に伴い消防団の管轄区域が広域化した

消防団の組織体制は、平成17年に14市町村が合併し、14方面隊53分団246消防部となった。【資料2】

資料2 上越市消防団 方面隊の位置図



平成 17 年の市町村合併後、これまでに一部の消防部が統合した
消防団の現行体制は 14 方面隊 53 分団 222 消防部で編成されている

平成 17 年の市町村合併後に一部の消防部が統合し、現行体制は 14 方面
隊 53 分団 222 消防部で編成されている。統合した理由は、消防団員数の
減少により活動継続が困難となったこと、一部の方面隊で、市町村合併前
から設置されていた班を統合し消防部としたものである。【資料 3】

資料 3 市町村合併以降の消防部再編経過（平成 30 年 4 月 2 日時点）

| 年月 | 方面隊 | 分 団 | 消防部 | | 増減 部数 | 全体 部数 |
|-------|-----|-------------------------------|--------------------|--------|----------|----------|
| | | | 再編前 | 再編後 | | |
| H21.4 | 牧 | 牧北 | 切光、高谷 | 切光 | 2 | 243 |
| | | | 大月、神谷 | 大月 | | |
| H22.4 | 浦川原 | 浦川原東 | 熊沢、横住 | 月影 | 1 | 242 |
| | 板倉 | 板倉第一 | 寺野第一、二、三 | 寺野 | 2 | 240 |
| | 柿崎 | 8 消防部 15 班から 15 消防部（班廃止、部に昇格） | | | 7 | 247 |
| H23.4 | 名立 | 名立南分団 | 第二、三 | 第二 | 1 | 246 |
| H24.4 | 清里 | 第二分団 | 梨平、北水梨窪、青柳赤池 | 梨平北野 | 2 | 244 |
| H25.4 | 清里 | 第一分団 | 岡野町、上稲塚 | 岡野町上稲塚 | 1 | 243 |
| | | | 平成、弥生 | 平成弥生 | 1 | 242 |
| | | 第二分団 | 棚田、上中条、鷺澤 | 櫛池第二 | 2 | 240 |
| | 中郷 | 第一分団 | 稻荷山、福崎、江口、片貝 | 南部 | 3 | 237 |
| | | 第二分団 | 岡沢第一、 岡沢第二、福田 | 西部 | 2 | 235 |
| H26.4 | 板倉 | 第一分団 | 針第一、針第二 | 針第一 | 1 | 234 |
| | | | 針第三、針第四、針第五 | 針第二 | 2 | 232 |
| | | | 山部第一、山部第二、山部 第三 | 山部第一 | 2 | 230 |
| | | | 山部第四、山部第五、山部 第六 | 山部第二 | 2 | 228 |
| | | 第二分団 | 豊原第一、豊原第二、豊原 第三 | 豊原第一 | 2 | 226 |
| | | | 豊原第四、豊原第五 | 豊原第二 | 1 | 225 |
| | | | 宮島第一、宮島第四 | 宮島第一 | 1 | 224 |
| | | | 宮島第二、宮島第三 | 宮島第二 | 1 | 223 |
| | | | 筒方第一、筒方第二 | 筒方 | 1 | 222 |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | 23 | 222 |

消防団の体制は、地域によって、一部異なる体制を採用している

【基本的構成】

現在の消防団組織の体制は、消防団を統括する団長、副団長、本部分団長、女性団員、市役所消防隊で構成する消防団本部と、合併前の市町村を単位とする 14 方面隊で編成されている。各方面隊には分団があり、その中に消防部を組織している。

【独自の構成】

吉川・中郷・板倉方面隊の 20 消防部では、消防部の中に、市町村合併前から続く班を設置している。また、上越方面隊の市街地(高田地区の 4 分団)では、管轄区域の最小単位を分団としており、消防部を設置していない。

【女性団員の位置付け】

消防団本部に所属する女性団員は、主に火災予防の啓発活動や応急手当講習会の講師としての役割を担っている。

【市役所及び事務所消防隊の位置付け】

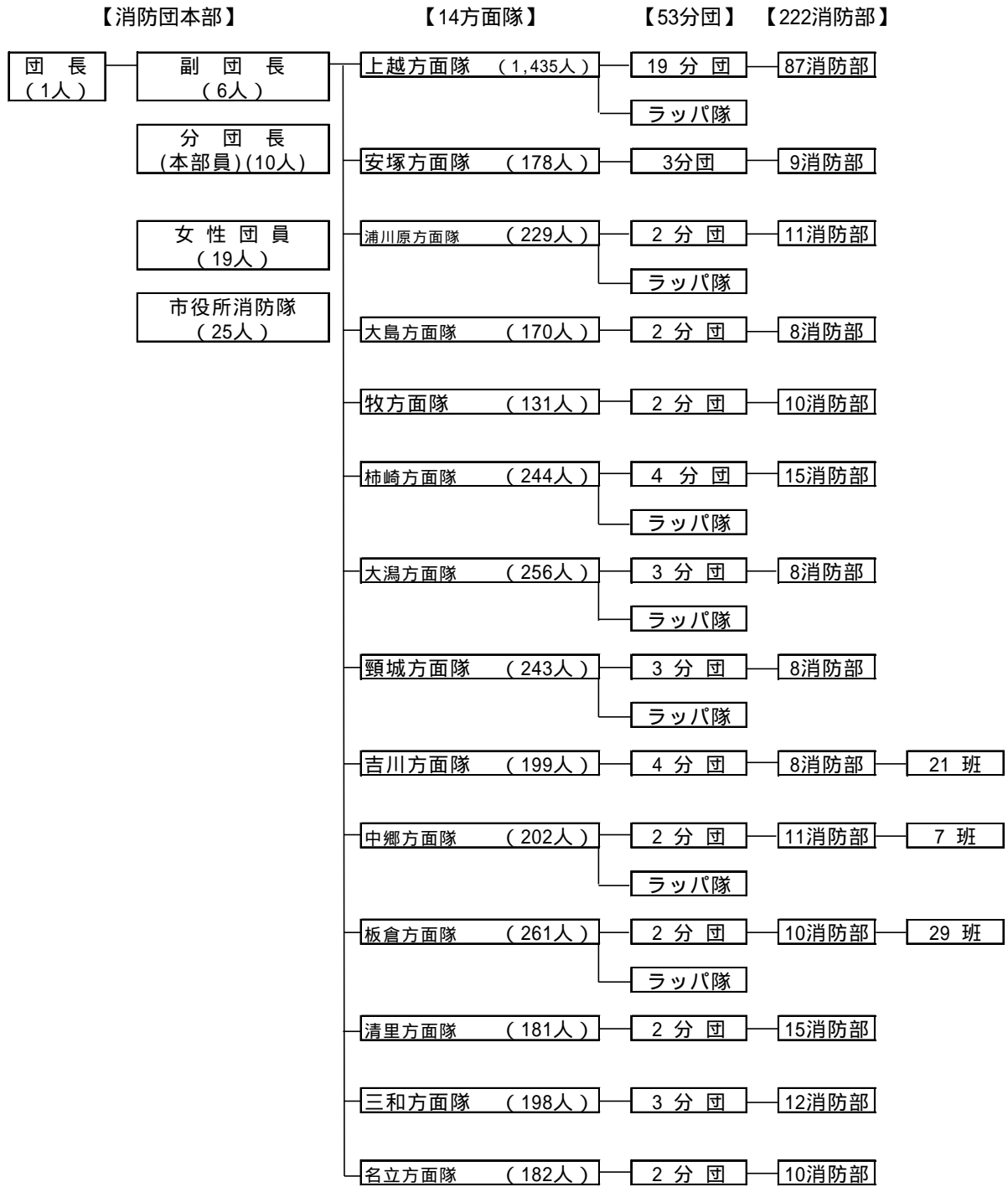
市役所消防隊及び 9 方面隊に設置されている事務所消防隊は、市職員で構成しており、日中の勤務時間中に火災が発生した場合にのみ出勤をしている。

なお、名立方面隊の事務所消防隊は、機動部という名称で、市職員と地元住民で編成されている。

【ラッパ隊の位置付け】

7 方面隊に設置されているラッパ隊は、消防訓練や出初式などの行事でラッパ演奏を行っている。【資料 4】

資料4 上越市消防団組織図（平成30年4月2日現在）



印は事務所消防隊を有する方面隊

階級別・役職別人員

消防団は、4,170 人の人員で編成されている（平成 30 年 4 月 2 日現在）

消防団の階級は、団長や副団長など 7 の階級に分かれている。役職別では、消防団本部と方面隊の所属の違いにより、副団長と分団長が細分化され、10 の役職に分かれている。【資料 5】

資料5 階級別、役職別人数

| 階 級 | 役 職 | 人 数 | 幹 部 |
|-------|-------|--------|-------|
| 団 長 | 団 長 | 1人 | 団幹部 |
| 副 団 長 | 副 団 長 | 6人 | |
| | 方面隊長 | 13人 | 方面隊幹部 |
| 分 団 長 | 副方面隊長 | 13人 | |
| | 本部分団長 | 10人 | 分団幹部 |
| | 分 団 長 | 53人 | |
| 副分団長 | 副分団長 | 59人 | |
| 部 長 | 部 長 | 255人 | |
| 班 長 | 班 長 | 830人 | |
| 団 員 | 団 員 | 2,930人 | |
| 合 計 | | 4,170人 | |

- ◆ 消防部の団員数は、最大が 43 人、最少が 4 人、平均で 17.4 人/消防部
222 消防部の平均団員数は、17.4 人となっている。団員数が最も多い消防部は、安塚方面隊安塚分団安塚消防部の 43 人、最も少ない消防部は、清里方面隊清里第一分団菅原消防部の 4 人となっている。【資料 6】

資料6 上越市消防団の団員数（消防部別）

| 方面隊 | 分団 | 消防部 | 団員数 (人) | |
|-----|----|--------|------------|----|
| 上越 | 第一 | - | 25 | |
| | 第二 | - | 20 | |
| | 第三 | - | 26 | |
| | 第四 | - | 26 | |
| | 新道 | 稲田 | | 19 |
| | | 富岡 | | 18 |
| | | 子安 | | 14 |
| | | 鴨島 | | 15 |
| | | 上島 | | 15 |
| | 金谷 | 小滝 | | 11 |
| | | 下馬場 | | 12 |
| | | 灰塚 | | 15 |
| | | 上中田 | | 15 |
| | | 大貫 | | 13 |
| | | 飯 | | 19 |
| | | 滝寺 | | 15 |
| | | 下正善寺 | | 11 |
| | | 中ノ俣 | | 5 |
| | 諏訪 | 米岡 | | 15 |
| | | 鶴町 | | 12 |
| | | 高森 | | 8 |
| | | 上真砂 | | 10 |
| | 和田 | 木島 | | 16 |
| | | 島田 | | 14 |
| | | 下箱井 | | 17 |
| | | 寺町 | | 17 |
| | | 石沢 | | 15 |
| | 津有 | 大和 | | 20 |
| | | 戸野目四ヶ所 | | 20 |
| | | 野尻稲 | | 15 |
| | | 新保五ヶ字 | | 16 |
| | | 新町 | | 13 |
| | | 富川五ヶ字 | | 15 |
| | | 池部吉岡劔 | | 15 |
| | | 四辻町 | | 15 |
| | | 野田長面 | | 12 |
| | | 北津 | | 15 |
| | 春日 | 土橋 | | 14 |
| | | 藤新田 | | 10 |
| | | 春日山町 | | 17 |
| | | 春日 | | 14 |
| | | 大豆 | | 18 |
| | | 岩木 | | 19 |
| | | 新光町 | | 18 |
| | | 木田 | | 27 |
| | 三郷 | 西松野木 | | 15 |
| | | 長者原 | | 15 |
| 今池 | | | 15 | |

| 方面隊 | 分団 | 消防部 | 団員数 (人) | |
|-----|-----|----------|------------|----|
| 上越 | 三郷 | 辰尾稲塚 | 13 | |
| | 高士 | 稲谷上曾根下曾根 | 17 | |
| | | 高和町劔元屋敷 | 19 | |
| | | 飯田妙油 | 24 | |
| | | 高津東京田 | 15 | |
| | | 森十北方 | 17 | |
| | | 南方大口 | 14 | |
| | 直江津 | 市之町 | 11 | |
| | | 港町 | 12 | |
| | | 中央 | 10 | |
| | | 駅南 | 15 | |
| | 有田 | 五智 | 23 | |
| | | 春日新田 | 21 | |
| | | 佐内 | 6 | |
| | | 福田 | 11 | |
| | | 三ツ橋 | 10 | |
| | | 小猿屋 | 19 | |
| | | 安江 | 14 | |
| | | 下門前 | 10 | |
| | 八千浦 | 黒井 | 18 | |
| | | 下荒浜 | 22 | |
| | | 遊光寺浜 | 15 | |
| | | 夷浜 | 22 | |
| | 保倉 | 西ヶ窪浜 | 19 | |
| | | 駒林 | 19 | |
| | | 小泉 | 23 | |
| | | 上名柄 | 19 | |
| | | 青野 | 17 | |
| | | 上吉野 | 21 | |
| | 北諏訪 | 五貫野 | 15 | |
| | | 横曾根 | 16 | |
| | | 上千原 | 24 | |
| | 谷浜 | 東中島 | 18 | |
| | | 長浜 | 18 | |
| | | 有間川 | 27 | |
| | | 高住 | 20 | |
| | 桑取 | 西横山 | 9 | |
| | | 土口 | 7 | |
| | | 大淵 | 5 | |
| | 安塚 | 安塚 | 安塚 | 43 |
| | | | 松崎 | 11 |
| | | | 中川 | 15 |
| | | 小黒 | 和田 | 31 |
| | | | 小黒 | 17 |
| | | 菱里 | 豊坂 | 19 |
| | | | 荻野 | 11 |
| | | | 須川 | 12 |
| | 船倉 | 11 | | |

| 方面隊 | 分団 | 消防部 | 団員数 (人) | |
|-----|------|------|------------|----|
| 浦川原 | 浦川原東 | 有島 | 27 | |
| | | 月影 | 18 | |
| | | 虫川 | 18 | |
| | | 中猪子田 | 16 | |
| | | 小谷島 | 11 | |
| | 浦川原西 | 顕聖寺 | 30 | |
| | | 長走 | 22 | |
| | | 横川 | 25 | |
| | | 山印内 | 16 | |
| | | 飯室 | 18 | |
| | | 山本 | 15 | |
| 大島 | 大島第一 | 第一 | 29 | |
| | | 第二 | 18 | |
| | | 第三 | 19 | |
| | | 第四 | 22 | |
| | | 第五 | 15 | |
| | 大島第二 | 第一 | 18 | |
| | | 第二 | 19 | |
| | | 第三 | 20 | |
| | 牧 | 牧南 | 柳島 | 19 |
| 高尾 | | | 9 | |
| 桜滝 | | | 11 | |
| 宇津俣 | | | 13 | |
| 牧北 | | 上牧 | 11 | |
| | | 落田 | 9 | |
| | | 山口 | 12 | |
| | | 小川 | 12 | |
| | | 切光 | 14 | |
| | | 大月 | 10 | |
| 柿崎 | 柿崎 | 柿崎第一 | 18 | |
| | | 柿崎第二 | 9 | |
| | | 七ヶ | 12 | |
| | 川西 | 直海浜 | 16 | |
| | | 馬正面 | 19 | |
| | | 三ツ屋浜 | 17 | |
| | | 上下浜 | 18 | |
| | | 下黒川 | 14 | |
| | 下黒川 | 高寺 | 15 | |
| | | 百木 | 14 | |
| | | 巴・下条 | 10 | |
| | | 上直海 | 13 | |
| | | 米山 | 黒川第一 | 15 |
| | | | 黒川第二 | 13 |
| 上中山 | 11 | | | |
| 大潟 | 東大潟 | 鵜の浜 | 39 | |
| | | 潟町 | 32 | |
| | | 四ツ屋浜 | 20 | |
| | 西大潟 | 土底浜 | 33 | |

| 方面隊 | 分団 | 消防部 | 団員数 (人) | | |
|------|------|--------|------------|-----|----|
| 大潟 | 西大潟 | 小船津 | 38 | | |
| | | 新堀 | 40 | | |
| | 南大潟 | 西 | 19 | | |
| | | 東 | 16 | | |
| 頸城 | 頸城第一 | 第一 | 24 | | |
| | | 第二 | 26 | | |
| | | 第三 | 25 | | |
| | 頸城第二 | 第四 | 35 | | |
| | | 第五 | 35 | | |
| | | 第六 | 33 | | |
| | 頸城第三 | 第七 | 41 | | |
| | | 第八 | 17 | | |
| 吉川 | 源東田中 | 源 | 17 | | |
| | | 東田中 | 26 | | |
| | 尾神 | 第一 | 23 | | |
| | | 第二 | 27 | | |
| | 中央 | 東 | 18 | | |
| | | 西 | 26 | | |
| | 旭 | 北 | 28 | | |
| | | 南 | 23 | | |
| | 中郷 | 中郷第一 | 南部 | 37 | |
| 市屋 | | | 13 | | |
| 松崎 | | | 13 | | |
| 二本木 | | | 11 | | |
| 中郷第二 | | 江端 | 15 | | |
| | | 金山 | 11 | | |
| | | 三旗 | 10 | | |
| | | 三ツ坂 | 13 | | |
| | | 藤沢 | 14 | | |
| | | 板橋 | 9 | | |
| | | 西部 | 34 | | |
| | | 板倉 | 板倉第一 | 針第一 | 31 |
| | | | | 針第二 | 29 |
| 山部第一 | 15 | | | | |
| 山部第二 | 31 | | | | |
| 板倉第二 | 寺野 | | 20 | | |
| | 豊原第一 | | 33 | | |
| | 豊原第二 | | 25 | | |
| 清里 | 清里第一 | 宮島第一 | 20 | | |
| | | 宮島第二 | 17 | | |
| | | 筒方 | 17 | | |
| | | 岡野町上稲塚 | 12 | | |
| | | 荒牧 | 13 | | |
| | | 菅原 | 4 | | |
| | | 上深澤 | 9 | | |
| 上田島 | 9 | | | | |
| 馬屋 | 馬屋 | 13 | | | |
| | 塩曾根 | 7 | | | |

| 方面隊 | 分団 | 消防部 | 団員数 (人) |
|-----|------|------|------------|
| 清里 | 清里第一 | 今首根 | 14 |
| | | 南田中 | 7 |
| | | 武士 | 10 |
| | | みらい | 9 |
| | | 平成弥生 | 22 |
| | 清里第二 | 櫛池第一 | 17 |
| | | 櫛池第二 | 13 |
| | | 櫛池第三 | 14 |
| 三和 | 里公 | 第一 | 16 |
| | | 第二 | 20 |
| | | 第三 | 12 |
| | | 第四 | 23 |
| | 上杉 | 第一 | 17 |
| | | 第二 | 9 |
| | | 第三 | 10 |
| | | 第四 | 19 |
| | 美守 | 第一 | 15 |
| | | 第二 | 18 |
| | | 第三 | 17 |
| | | 第四 | 15 |
| | 名立 | 名立北 | 第一 |
| 第二 | | | 12 |
| 第三 | | | 16 |
| 名立南 | | 第一 | 13 |
| | | 第二 | 20 |
| | | 第三 | 14 |
| | | 第四 | 18 |
| | | 第五 | 13 |
| | | 第六 | 8 |
| | | 第七 | 24 |

消防資機材（ポンプ車・積載車・可搬ポンプ）の配備状況

ポンプ車の総数は 25 台で、14 方面隊のうち 9 方面隊に配備されている
 積載車の総数は 243 台で、14 方面隊に配備されている【資料 7】

資料7 方面隊ごとのポンプ車・積載車・可搬ポンプの配備状況(平成30年4月2日現在)

| 方面隊 | ポンプ車 | 積載車 | 合計 | 方面隊 | ポンプ車 | 積載車 | 合計 |
|-----|------|-----|----|-----|------|-----|-----|
| 上越 | 9 | 84 | 93 | 頸城 | 3 | 8 | 11 |
| 安塚 | 1 | 9 | 10 | 吉川 | 0 | 10 | 10 |
| 浦川原 | 2 | 10 | 12 | 中郷 | 0 | 16 | 16 |
| 大島 | 0 | 15 | 15 | 板倉 | 1 | 28 | 29 |
| 牧 | 2 | 8 | 10 | 清里 | 0 | 17 | 17 |
| 柿崎 | 1 | 14 | 15 | 三和 | 3 | 9 | 12 |
| 大潟 | 3 | 5 | 8 | 名立 | 0 | 10 | 10 |
| | | | | 合計 | 25 | 243 | 268 |

消防資機材は地域によって配備状況は異なっている

ポンプ車・積載車の配備は、平成 30 年 4 月 2 日現在で、最多が 4 台/消防部（消防部の中に班が組織され 4 台配備）、最少が 0 台/消防部（可搬ポンプのみ配備）となっている。各消防部で保有台数が異なる理由は、管轄範囲の面積が異なることや、合併前の旧市町村における施策等の違いによるものである。

可搬ポンプの配備は、1 台/消防部から最多で 8 台/消防部（消防部の中に班が組織され 8 台配備）となっており、ポンプ車・積載車と同様に各消防部で保有台数が異なっている。【資料 8】

なお、水防団としての活動が多い分団（上越方面隊の金谷分団、諏訪分団、春日分団、及び頸城方面隊の頸城第三分団）には、被災者を救助するための救命ボートを配備している。

資料8 消防部ごとの消防ポンプ車・積載車・可搬ポンプの配備状況（平成30年4月2日現在）

| 方面隊 | 分団 | 消防部 | 団員 (人) | 消防車両(台) | | | 可搬ポンプ (台) | |
|------|----------|----------|-----------|---------|-----|----|--------------|---|
| | | | | ポンプ車 | 積載車 | 合計 | | |
| 上越 | 第一分団 | - | 25 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 第二分団 | - | 20 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 第三分団 | - | 26 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 第四分団 | - | 26 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| | 新進 | 福田 | 福田 | 19 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| | | 富岡 | 富岡 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 子安 | 子安 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 鴨島 | 鴨島 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 上島 | 上島 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 小滝 | 小滝 | 11 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 下馬場 | 下馬場 | 12 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 金谷 | 灰塚 | 灰塚 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 上中田 | 上中田 | 15 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 大貫 | 大貫 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 飯 | 飯 | 19 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 滝寺 | 滝寺 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 下正善寺 | 下正善寺 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 中ノ俣 | 中ノ俣 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 米岡 | 米岡 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 鶴町 | 鶴町 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 高森 | 高森 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 和田 | 上真砂 | 上真砂 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 木島 | 木島 | 16 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 島田 | 島田 | 14 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 下箱井 | 下箱井 | 17 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 寺町 | 寺町 | 17 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 石沢 | 石沢 | 15 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 大和 | 大和 | 20 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 津有 | 戸野目四ヶ所 | 戸野目四ヶ所 | 20 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 野尻橋 | 野尻橋 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 新保五ヶ字 | 新保五ヶ字 | 16 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 新町 | 新町 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 富川五ヶ字 | 富川五ヶ字 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 池部吉岡 | 池部吉岡 | 15 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 四辻町 | 四辻町 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 野田長面 | 野田長面 | 12 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 北津 | 北津 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 春日 | 土橋 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 春日 | 藤新田 | 藤新田 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 春日山町 | 春日山町 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 春日 | 春日 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 大豆 | 大豆 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 岩木 | 岩木 | 19 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 新光町 | 新光町 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 木田 | 木田 | 27 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 三郷 | 西松野木 | 15 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 長者原 | 長者原 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 今池 | | 今池 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 高士 | 辰尾稲塚 | 辰尾稲塚 | 13 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 稲塚上野原下野原 | 稲塚上野原下野原 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 高和町稲沢 | 高和町稲沢 | 19 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| 直江津 | 飯田妙油 | 飯田妙油 | 24 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 高津東京田 | 高津東京田 | 15 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 森十北方 | 森十北方 | 17 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 南方大口 | 南方大口 | 14 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 市之町 | 市之町 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 港町 | 港町 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 中央 | 中央 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 駅南 | 駅南 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 五智 | 五智 | 23 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 春日新田 | 春日新田 | 21 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 有田 | 佐内 | 佐内 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 福田 | 福田 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 三ツ橋 | 三ツ橋 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 小猿屋 | 小猿屋 | 19 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 安江 | 安江 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 下門前 | 下門前 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 黒井 | 黒井 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 八千浦 | 下荒浜 | 下荒浜 | 22 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 遊光寺浜 | 遊光寺浜 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 夷浜 | 夷浜 | 22 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 西ヶ窪浜 | 西ヶ窪浜 | 19 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 駒林 | 駒林 | 19 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| 保倉 | 小泉 | 小泉 | 23 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 上名柄 | 上名柄 | 19 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 青野 | 青野 | 17 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 上吉野 | 上吉野 | 21 | 1 | 1 | 1 | 3 | |
| | 五貫野 | 五貫野 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 北諏訪 | 横曾根 | 横曾根 | 16 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 上千原 | 上千原 | 24 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 東中島 | 東中島 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 谷浜 | 長浜 | 長浜 | 18 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 有間川 | 有間川 | 27 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 高住 | 高住 | 20 | 1 | 1 | 1 | 3 | |
| | 西横山 | 西横山 | 9 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| 桑取 | 土口 | 土口 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 大洲 | 大洲 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| 安塚 | 安塚 | 安塚 | 43 | 1 | 1 | 2 | 4 | |
| | 松崎 | 松崎 | 11 | | | 0 | 1 | |
| | 中川 | 中川 | 15 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 小黒 | 和田 | 31 | 2 | 2 | 2 | 5 | |
| | 小黒 | 小黒 | 17 | 1 | 1 | 1 | 3 | |
| 菱里 | 豊坂 | 豊坂 | 19 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 荻野 | 荻野 | 11 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 須川 | 須川 | 12 | 1 | 1 | 1 | 3 | |
| | 船倉 | 船倉 | 11 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| | 有島 | 有島 | 27 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 浦川原 | 浦川原 | 月影 | 18 | | 2 | 2 | 5 | |
| 浦川原 | 浦川原東 | 虫川 | 18 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 中猪子田 | 中猪子田 | 16 | | 1 | 1 | 2 | |
| | 小谷島 | 小谷島 | 11 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 浦川原西 | 願聖寺 | 願聖寺 | 30 | 1 | | 1 | 3 |
| | | 長走 | 長走 | 22 | | 1 | 1 | 3 |
| | | 横川 | 横川 | 25 | | 1 | 1 | 2 |
| | | 山印内 | 山印内 | 16 | | 1 | 1 | 2 |
| | | 飯室 | 飯室 | 18 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 山本 | 山本 | 15 | | 1 | 1 | 2 |
| | | 第一 | 第一 | 29 | | 2 | 2 | 2 |
| 大島 | 第二 | 第二 | 18 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 第三 | 第三 | 19 | | 2 | 2 | 2 | |
| | 第四 | 第四 | 22 | | 2 | 2 | 2 | |
| | 第五 | 第五 | 15 | | 2 | 2 | 2 | |
| | 第一 | 第一 | 18 | | 2 | 2 | 2 | |
| 大島第二 | 第二 | 第二 | 19 | | 2 | 2 | 2 | |
| | 第三 | 第三 | 20 | | 2 | 2 | 3 | |
| | 柳島 | 柳島 | 19 | 1 | | 1 | | |
| 牧 | 南 | 高尾 | 9 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 桜滝 | 桜滝 | 11 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 宇津保 | 宇津保 | 13 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 上牧 | 上牧 | 11 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 北 | 落田 | 9 | 1 | | 1 | 1 | |
| 柿崎 | 南 | 山口 | 12 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 小川 | 小川 | 12 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 切光 | 切光 | 14 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 大月 | 大月 | 10 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 柿崎 | 柿崎 | 18 | | 1 | 1 | 2 | |
| | 柿崎第二 | 柿崎第二 | 9 | | 1 | 1 | 2 | |
| | 七ヶ | 七ヶ | 12 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 川西 | 直海浜 | 直海浜 | 16 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 馬正面 | 馬正面 | 19 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 三ツ屋浜 | 三ツ屋浜 | 17 | | 1 | 1 | 1 |
| 上下浜 | | 上下浜 | 18 | 1 | | 1 | 1 | |
| 下小野 | | 下小野 | 14 | | 1 | 1 | 1 | |
| 下黒川 | 高寺 | 高寺 | 15 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 百木 | 百木 | 14 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 巴・下奈 | 巴・下奈 | 10 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 上直湾 | 上直湾 | 13 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 黒川第一 | 黒川第一 | 15 | | 1 | 1 | 1 | |
| 米山 | 黒川第二 | 黒川第二 | 13 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 上中山 | 上中山 | 11 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 大湯 | 東 | 39 | | 1 | 1 | 1 | |
| 大湯 | 西 | 鶴の浜 | 32 | 1 | | 1 | | |
| | 湯町 | 湯町 | 32 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 四ツ屋浜 | 四ツ屋浜 | 20 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 土屋浜 | 土屋浜 | 33 | 1 | | 1 | 1 | |
| | 小船津 | 小船津 | 38 | | 1 | 1 | 1 | |
| 南 | 新堀 | 新堀 | 40 | 1 | | 1 | 1 | |
| | 西 | 西 | 19 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 東 | 東 | 16 | | 1 | 1 | 1 | |
| 頸城 | 頸城第一 | 第一 | 24 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 第二 | 第二 | 26 | 1 | | 1 | 2 | |
| | 第三 | 第三 | 25 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 頸城第二 | 第四 | 第四 | 35 | 1 | | 1 | 2 |
| | | 第五 | 第五 | 35 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 第六 | 第六 | 33 | | 1 | 1 | 1 |
| | 頸城第三 | 第七 | 第七 | 41 | | 2 | 2 | 2 |
| | | 第八 | 第八 | 17 | 1 | | 1 | 1 |
| 吉川 | 源東田中 | 渡 | 17 | | 2 | 2 | 8 | |
| | 東田中 | 東田中 | 26 | | 1 | 1 | 6 | |
| | 尾神 | 第一 | 第一 | 23 | | 1 | 1 | 3 |
| | | 第二 | 第二 | 27 | | 1 | 1 | 4 |
| | 中央 | 東 | 東 | 18 | | 2 | 2 | 3 |
| | | 西 | 西 | 26 | | 1 | 1 | 2 |
| | | 旭 | 北 | 28 | | 1 | 1 | 4 |
| 中郷 | 南 | 南 | 23 | | 1 | 1 | 3 | |
| | 第一 | 南部 | 南部 | 37 | | 4 | 4 | 5 |
| | | 市屋 | 市屋 | 13 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 松崎 | 松崎 | 13 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 二本木 | 二本木 | 11 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 江端 | 江端 | 15 | | 1 | 1 | 1 |
| | 第二 | 金山 | 金山 | 11 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 三旗 | 三旗 | 10 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 三ツ坂 | 三ツ坂 | 13 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 藤沢 | 藤沢 | 14 | | 1 | 1 | 1 |
| 板橋 | | 板橋 | 9 | | 1 | 1 | 1 | |
| 板倉 | 板倉第一 | 西部 | 34 | | 3 | 3 | 3 | |
| | 針第一 | 針第一 | 31 | 1 | | 2 | 3 | |
| | 針第二 | 針第二 | 29 | | 3 | 3 | 3 | |
| | 山部第一 | 山部第一 | 15 | | 3 | 3 | 3 | |
| | 山部第二 | 山部第二 | 31 | | 3 | 3 | 3 | |
| | 寺野 | 寺野 | 20 | | 3 | 3 | 3 | |
| | 板倉第二 | 豊原第一 | 豊原第一 | 33 | | 3 | 3 | 4 |
| | | 豊原第二 | 豊原第二 | 25 | | 2 | 2 | 2 |
| 宮島第一 | 宮島第一 | 20 | | 4 | 4 | 4 | | |
| 宮島第二 | 宮島第二 | 17 | | 2 | 2 | 2 | | |
| 簡方 | 簡方 | 17 | | 3 | 3 | 3 | | |
| 清里 | 清里第一 | 同野町上稲塚 | 12 | | 2 | 2 | 2 | |
| | 荒牧 | 荒牧 | 13 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 菅原 | 菅原 | 4 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 上深澤 | 上深澤 | 9 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 上田島 | 上田島 | 9 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 馬屋 | 馬屋 | 13 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 塩倉根 | 塩倉根 | 7 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 今曾根 | 今曾根 | 14 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 南田中 | 南田中 | 7 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 武士 | 武士 | 10 | | 1 | 1 | 1 | |
| みらい | みらい | 9 | | | 0 | 1 | | |

| 方面隊 | 分団 | 消防部 | 団員 (人) | 消防車両(台) | | | 可搬ポンプ (台) | |
|-----|------|------|-----------|---------|-----|----|--------------|---|
| | | | | ポンプ車 | 積載車 | 合計 | | |
| 清里 | 清里第一 | 平成弥生 | 22 | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 清里第二 | 17 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 柳池 | 第一 | 13 | | 2 | 2 | 2 | |
| | | 第二 | 14 | | 2 | 2 | 5 | |
| 三和 | 里公 | 第一 | 16 | 1 | | 1 | | |
| | | 第二 | 20 | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 第三 | 12 | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 第四 | 23 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 上杉 | 第一 | 17 | 1 | | 1 | | |
| | | 第二 | 9 | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 第三 | 10 | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 第四 | 19 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 美守 | 第一 | 15 | 1 | | 1 | | |
| | | 第二 | 18 | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 第三 | 17 | | 1 | 1 | 1 | |
| | | 第四 | 15 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 名立 | 名立北 | 第一 | 18 | | 1 | 1 | 1 |
| | | | 第二 | 12 | | 1 | 1 | 1 |
| | | | 第三 | 16 | | 1 | 1 | 1 |
| | | 名立南 | 第一 | 13 | | 1 | 1 | 1 |
| 第二 | | | 20 | | 1 | 1 | 1 | |
| 第三 | | | 14 | | 1 | 1 | 1 | |
| 第四 | | | 18 | | 1 | 1 | 1 | |
| 第五 | | | 13 | | 1 | 1 | 1 | |
| 第六 | | | 6 | | 1 | 1 | 1 | |
| 第七 | | | 24 | | 1 | 1 | 1 | |

消防器具置場の配備状況

消防器具置場数は 305 と消防部数 222 よりも多い

消防器具置場は老朽化が進行している

消防器具置場は、平成 30 年 4 月 2 日現在で、最多が 8 棟/消防部、最少が 1 棟/消防部となっている。市内にある 305 棟の消防器具置場のうち、築 50 年以上を越える建物は 23 棟あり、老朽化に伴い改修や改築等の更新が必要な建物もある。【資料 9】

資料9 消防器具置場の築年数別棟数

平成30年4月2日時点

| 方面隊 | 消防器具 置場数 | 築30年未満 (S63~) | 築30年超 (S53~62) | 築40年超 (S43~52) | 築50年超 (~S42) | 不明 (古いため) |
|-----|-------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|--------------|
| 上越 | 88 | 70 | 7 | 4 | 7 | 0 |
| 安塚 | 17 | 3 | 8 | 3 | 3 | 0 |
| 浦川原 | 24 | 10 | 7 | 3 | 4 | 0 |
| 大島 | 14 | 7 | 1 | 3 | 3 | 0 |
| 牧 | 10 | 2 | 2 | 5 | 1 | 0 |
| 柿崎 | 15 | 5 | 8 | 2 | 0 | 0 |
| 大潟 | 8 | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 頸城 | 9 | 7 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 吉川 | 32 | 6 | 3 | 9 | 0 | 14 |
| 中郷 | 17 | 9 | 5 | 2 | 0 | 1 |
| 板倉 | 29 | 5 | 13 | 6 | 3 | 2 |
| 清里 | 20 | 5 | 6 | 7 | 2 | 0 |
| 三和 | 12 | 1 | 2 | 9 | 0 | 0 |
| 名立 | 10 | 4 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 305 | (45.2%) 138 | (23.3%) 71 | (18.4%) 56 | (7.5%) 23 | (5.6%) 17 |

訓練・行事

過密日程の訓練や、重複している行事がある

訓練は、4月から7月にかけて規律訓練などの各種基本訓練や水防訓練への参加がある。さらに、ほとんどの消防部では、同期間でポンプ操法競技会の参加に向けた訓練を早朝又は夜間に実施し消防団員の負担が大きくなっている。

行事は、市町村合併時に定めた消防団全体で行われている行事に加え、一部の方面隊では、市町村合併前から実施している方面隊ごとの出初式等を継続して行っていることから、重複している行事もある。【資料10】

資料10 行事及び訓練一覧

| 区分 | 訓練・行事等 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | |
|--------------------------------|------------------|--------------------|-------|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|----|---|----|---|----|---|--|
| | | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | |
| 消防団全体 | 行事 | 春季火災予防運動 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 団幹部辞令交付式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 新入団員入団促進活動 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 秋季火災予防運動 | | | | | | | | | | | | | | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| | | 秋季防火啓発活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 年末・年始警戒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上越市消防団出初式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 訓練 | 団幹部規律訓練 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 初任者研修 | | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 辞令交付式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 初任者研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 校外講習 | | | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 総合研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 部長研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 緊急走行研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ポンプ操法研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 部長・班長研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 女性団員研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ラッパ隊研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 救命ボート研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 関川姫川水防訓練事前訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 関川姫川水防訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 分団演習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上越市消防点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上越消防大会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県消防大会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上越市総合防災訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上越市消防団管内研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通救命講習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務の の災害 対応時 活他の での | 通常夜警 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 機械器具の点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 方面隊内で火災が発生した後の夜警 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 風水害による警戒、水防活動等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域での祭事やイベント時の警戒や協力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各 方面 隊 | 行事 | 春季防火パレード | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 秋季防火パレード | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 分団・方面隊出初式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 訓練 | 初任者研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 総合研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ポンプ操法訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 部隊訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 方面隊総合訓練(連合演習)、分団訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上越方面隊ポンプ操法競技会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 常備消防との連携訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雪中訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 「消防団の現状と課題」のまとめ

(1) 全国の現状

全国的な傾向

「消防団の役割はますます多様化」しているにも関わらず「団員数は減少」

国の対応策

国では団員数の減少に対し、1) 基本団員の確保、2) 大規模災害団員の導入、3) 自主防災組織等との連携、4) 広域応援体制の確立、5) 機能別消防団員の確保、を対応策として挙げている

(2) 上越市の現状

消防団の状況

消防団を取り巻く環境の変化に伴い、常備消防と協働し、平時においては後方支援、災害時には主体的な役割が期待されている

消防団員が減少・高齢化している

- ◆ 消防団員数が年々減少している
- ◆ 消防団員が年々高齢化している

消防団の組織体制

平成 17 年の市町村合併に伴い、消防団も合併・広域化した

- ◆ 平成 17 年の市町村合併に伴い消防団が広域化した
- ◆ 平成 17 年の市町村合併後、これまでに一部の消防部が統合した
- ◆ 消防団の体制は、地域によって、一部異なる体制を採用している

上越市消防団は、現在 4,170 人の団員で構成されているが、消防部の団員数にはバラツキがある

- ◆ 消防団の現行体制は 14 方面隊 53 分団 222 消防部で編成されている
- ◆ 消防団は、4,170 人の団員で構成されている
- ◆ 消防部の団員数は、最大が 43 人、最少が 4 人、平均で 17.4 人/消防部

消防資機材について、統一された基準で配備がなされていない

- ◆ ポンプ車については、14 方面隊のうち 9 方面隊に配備されている
- ◆ 積載車については、14 方面隊に配備されている
- ◆ 消防資機材は地域によって配備状況は異なっている。

消防器具置場は複数設置されている消防部があり、かつ老朽化が進んでいる

- ◆ 消防器具置場数は 305 と消防部数 222 よりも多い
- ◆ 消防器具置場は老朽化が進行している

消防団の訓練や行事日程に係る負担が大きい

- ◆ 過密日程の訓練や、行事が重複している

第2章 消防団の果たすべき機能

1 消防団の業務

「消防力の整備指針（総務省消防庁）」は、「市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある」ために示されている。整備指針第3条の基本理念では、消防団について「災害対応における地域の防災力を高めるため、消防団の充実強化、災害情報の伝達等に必要な資機材の整備等を図るとともに、消防機関、市町村の防災部局、自主防災組織等が相互に連携を深めること」とされている。

第36条においては、消防団の業務が具体的に示されており、上越市の消防力の整備が実現するためには、消防団の業務実施が必須である。

（参考）消防力の整備指針

（消防団の業務及び人員の総数）

第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- （1）火災の鎮圧に関する業務
- （2）火災の予防及び警戒に関する業務
- （3）救助に関する業務
- （4）地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- （5）武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- （6）地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- （7）消防団の庶務の処理等の業務
- （8）前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

2 上越市消防団の主な活動

上越市消防団においては、消防力の整備指針が示す「消防団の業務」に沿って、日々の活動を実施している。主な活動は下表に示すとおり。

上越市消防団の主な活動

| 消防団の業務（消防力の整備指針） | 上越市消防団の主な活動 |
|---|--|
| 火災の鎮圧に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・火災発生時における連絡 ・火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む） |
| 火災の予防、警戒に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・防火訓練、広報活動等の火災予防活動 ・戸別訪問による防火指導 ・火災予防運動期間や年末年始の警戒 ・通常夜警 ・火災発生に伴う緊急夜警 ・花火大会等における警戒 |
| 救助に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の搜索 ・被救助者の応急手当 |
| 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・災害防除活動（強風時の水利標識の倒し等） ・災害現場における警戒 ・災害発生時における連絡 ・危険箇所の警戒 ・水防活動 |
| 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民への警報や避難指示等の伝達 ・住民の避難誘導 |
| 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等に対する指導、協力、支援 ・応急手当の普及指導 ・町内会行事等の警戒や防火意識の啓発 |
| 消防団の庶務の処理等の業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画の策定 ・経理事務 ・団員の募集 ・その他、庶務関係事務 |
| 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の点検整備 ・消防水利確保のための除雪や草刈り等 ・操法訓練 ・その他、地域の実情に応じて特に必要とされる活動 |

第3章 上越市消防団の課題

1 課題検討の視点

「第1章 2 上越市の現状」から、1) 団員数が減少傾向にある、2) 市町村合併時には、特に統廃合されず、消防団の組織体制が広域化している、3) 消防部によって、団員数のバラツキが大きくなっている、4) 消防資機材、消防器具置場の配備についてバラツキがある、5) 消防器具置場の老朽化が進んでいる、等が明らかとなった。

委員会では、これらの現状を踏まえ、課題解決の対策のために、1) 消防部ごとの実情や課題を収集する、2) 収集した消防部の課題を整理する、こととした。消防部の課題整理の視点としては、以下の2点を採用した。

- 1) 消防力の整備指針に定める消防団の8業務を担えるか
- 2) 地域の現状はどのようなものか

2 課題収集のためのヒアリング調査の実施

本検討委員会では、消防団が抱える問題点や地域の実情を把握・分析し、対応策を検討するため、消防団と町内会等を対象にしたヒアリング調査を実施した。

☞ヒアリング調査の実施状況参照（P24）

(1) ヒアリング調査の概要

消防団の分団（53分団）ごとに、「消防部所属団員・支援組織のキーパーソン」へのヒアリング調査を実施した。

- ・期 間：平成29年7月～平成30年7月
- ・対象者： 各消防部（222部）の消防団員のうち、分団長がベテラン、中堅、若手の中から選出
消防器具置場が所在する町内会又は消防団後援会の役員
- ・会 場：消防器具置場、地区公民館や各総合事務所等の公共施設
- ・時間割：最初の1時間程度で「町内会又は消防団後援会の役員」
次の1時間程度で「消防団員」
- ・方 法：検討委員会委員、市職員による面接方式

(2) ヒアリング調査の結果

結果1：「消防力の整備指針」で定める消防団の8業務に係る結果

1) 火災の鎮圧に関する業務

「火災の鎮圧」については「初期消火」「常備消防の後方支援」「残火処理」の3つの業務がある

- ◆ 「初期消火」への貢献が難しくなっている

管轄範囲外に勤務・居住しているために物理的に距離が遠く、駆けつけに間に合わない

駆けつけられたとしても出勤条件人数に達しないので出勤できない
「常備消防の後方支援」、「残火処理」については貢献に努めている

- ◆ 職場環境により「火災の鎮圧」自体への貢献が難しくなっている
職場において、スマートフォンや携帯電話を勤務中に所持することが禁止されており、火災の発生に気付くことができない
職場の状況によっては、火災の発生に気付いても出勤できない場合がある
(繁忙期等により出勤が職場で認められない)
- 2) 火災の予防、警戒に関する業務
 - ◆ 火災の予防に関する業務について、日勤ではない交代勤務に従事する団員が増えることによって、平時の消防団活動への参加が難しくなる傾向にある
 - ◆ 警戒に関する業務について、通常・緊急夜警、まつりの警戒については、一定数の参加が得られている
 - ◆ 通常夜警については、車での見回りが通常であり、2 時間の見回り時間を持って余すことが多い
- 3) 救助に関する業務
 - ◆ 山菜採り等の行方不明者の搜索、その後の応急手当は、負担となっているが、地元を知る消防団への期待も大きく、積極的に取り組んでいる
- 4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導に関する業務
 - ◆ 川や池を管轄範囲に持つ消防団は、警戒・連絡・避難誘導に務める事例・経験が多い
 - ◆ それ以外の消防団については、災害時の活動経験が少ない
- 5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
 - ◆ 事例はなく、活動経験がない
- 6) 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
 - ◆ 自主防災組織等からの依頼があれば、指導・協力・支援・啓発に取り組んでいる
 - ◆ 継続的に取り組んでいる地域もあれば、依頼があったときに取り組む、また、自主防災組織等からの依頼が途絶えているところもあり、地域差が大きい
- 7) 消防団の庶務の処理等の業務
 - ◆ 役割が特定の人に集中する傾向があるが、消防団の庶務処理については、がんばってこなしている
 - ◆ 地域の実情に応じて特に必要とされる活動については、市等の要請により実

施しているが、緊急度の低い案件については負担に感じることも多い

- ◆ 団員の募集については、困難を極めている。どこに対象者がいるかの情報取得の場が減っている。町内会の協力が得られているところ、得られていないところがある。町内会への協力依頼ができていないところもある。団員候補よりも家族の反対があり、入団にいたらない
- 8) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務
- ◆ 資機材の点検整備は、多かれ少なかれ、団員の負担となっている。一部においては、資機材の返還を望む消防部もある
 - ◆ 消防水利確保のための除雪や草刈りについて、町内会とうまく役割分担ができていているところ、消防団の負担が大きいところがある
 - ◆ 全般的に行事・訓練への参加負担が大きい
 - ◆ 全般的に行事・研修・訓練のスケジュールが過密で対応に苦慮している
 - ◆ ポンプ操法競技会のための訓練・準備について、通常の活動時間のみならず、朝練・夜練・休日練に時間がとられ、日常生活の大きな負担になっている
 - ◆ 儀礼的な活動への出席を疑問視する声が多い

結果 2：消防団活動にかかるその他の事項

1) 定員の確保

- ◆ 積極的に再入団者を受け入れている / 受け入れていない消防団がある
- ◆ 過去には「定年（一定の年齢になれば退団）」の約束があった
- ◆ 現在は「自分の代わりを入団させなければ退団できない」の不文律がある
- ◆ いつまでたっても辞められないプレッシャーが大きい

結果 3：町内会の消防団に対する協力

1) 協力体制の度合いは、地域によってまちまち

- ◆ 協力度が非常に高い地域：消防団の支援組織を町内会とは別途に立ち上げている
- ◆ 協力度が高い地域：消防団の団員や活動に対しよく理解しており、団員確保に協力したり、消防器具置場の除雪等、一部の活動を代替している
- ◆ 一定程度協力している地域：消防団の団員や活動を一定程度理解している
- ◆ 協力度が低い地域：消防団の団員や活動を理解していない。消防団からの働きかけもない

2) 町内によって入団者数の多寡がある

- ◆ 過去には / 現在も、町内から何人の団員を出すかについての不文律がある / ない
- ◆ 1人も消防団員を出していない町内がある

ヒアリング調査の実施状況

| 実施日 | 方面隊 | 分団 | 参加人数(人) | |
|-------------|--------|------------|-----------|------|
| | | | 町内会・消防後援会 | 消防団員 |
| 平成29年7月1日 | 上越方面隊 | 直江津分団中央消防部 | 3 | 3 |
| 平成29年7月15日 | 上越方面隊 | 金谷分団中ノ俣消防部 | 9 | 2 |
| 平成29年7月15日 | 上越方面隊 | 第一分団 | 2 | 4 |
| 平成29年7月15日 | 柿崎方面隊 | 米山分団 | 4 | 9 |
| 平成29年7月26日 | 上越方面隊 | 新道分団子安消防部 | 4 | 6 |
| 平成29年12月16日 | 大島方面隊 | 大島第一分団 | 12 | 6 |
| 平成29年12月16日 | 大島方面隊 | 大島第二分団 | 11 | 4 |
| 平成29年12月16日 | 三和方面隊 | 里公分団 | 15 | 7 |
| 平成29年12月17日 | 安塚方面隊 | 安塚分団 | 8 | 6 |
| 平成29年12月17日 | 安塚方面隊 | 菱里分団 | 6 | 8 |
| 平成29年12月17日 | 柿崎方面隊 | 柿崎分団 | 12 | 9 |
| 平成30年1月20日 | 頸城方面隊 | 頸城第二分団 | 5 | 3 |
| 平成30年1月20日 | 頸城方面隊 | 頸城第三分団 | 4 | 3 |
| 平成30年1月20日 | 上越方面隊 | 北諏訪分団 | 9 | 9 |
| 平成30年1月21日 | 大潟方面隊 | 南大潟分団 | 7 | 4 |
| 平成30年1月21日 | 大潟方面隊 | 西大潟分団 | 7 | 6 |
| 平成30年1月21日 | 三和方面隊 | 上杉分団 | 13 | 11 |
| 平成30年1月30日 | 上越方面隊 | 春日分団 | 8 | 17 |
| 平成30年2月4日 | 名立方面隊 | 名立南分団 | 7 | 16 |
| 平成30年2月4日 | 名立方面隊 | 名立北分団 | 6 | 6 |
| 平成30年2月4日 | 上越方面隊 | 第三分団 | 2 | 5 |
| 平成30年2月17日 | 上越方面隊 | 第二分団 | 4 | 4 |
| 平成30年2月17日 | 清里方面隊 | 清里第一分団 | 11 | 11 |
| 平成30年2月17日 | 清里方面隊 | 清里第二分団 | 11 | 3 |
| 平成30年2月18日 | 浦川原方面隊 | 浦川原東分団 | 12 | 6 |
| 平成30年2月18日 | 浦川原方面隊 | 浦川原西分団 | 14 | 4 |
| 平成30年2月18日 | 上越方面隊 | 保倉分団 | 6 | 14 |
| 平成30年3月4日 | 吉川方面隊 | 中央分団 | 3 | 3 |
| 平成30年3月4日 | 吉川方面隊 | 尾神分団 | 6 | 2 |
| 平成30年3月4日 | 上越方面隊 | 諏訪分団 | 4 | 6 |
| 平成30年3月17日 | 牧方面隊 | 牧南分団 | 5 | 6 |
| 平成30年3月17日 | 牧方面隊 | 牧北分団 | 7 | 5 |
| 平成30年4月26日 | 上越方面隊 | 谷浜分団 | 4 | 10 |
| 平成30年5月25日 | 上越方面隊 | 第四分団 | 2 | 5 |
| 平成30年5月26日 | 上越方面隊 | 和田分団 | 3 | 11 |
| 平成30年5月26日 | 上越方面隊 | 三郷分団 | 5 | 9 |
| 平成30年5月26日 | 上越方面隊 | 津有分団 | 3 | 12 |
| 平成30年5月27日 | 上越方面隊 | 桑取分団 | 8 | 4 |
| 平成30年5月27日 | 上越方面隊 | 有田分団 | 8 | 9 |
| 平成30年5月27日 | 上越方面隊 | 金谷分団 | 6 | 11 |
| 平成30年6月9日 | 安塚方面隊 | 小黒分団 | 3 | 6 |
| 平成30年6月9日 | 頸城方面隊 | 頸城第一分団 | 4 | 4 |
| 平成30年6月9日 | 大潟方面隊 | 東大潟分団 | 8 | 5 |
| 平成30年6月10日 | 吉川方面隊 | 源東田中分団 | 13 | 3 |
| 平成30年6月10日 | 上越方面隊 | 八千浦分団 | 5 | 13 |
| 平成30年6月10日 | 上越方面隊 | 直江津分団 | 6 | 7 |
| 平成30年6月30日 | 板倉方面隊 | 板倉第一分団 | 5 | 11 |
| 平成30年6月30日 | 板倉方面隊 | 板倉第二分団 | 6 | 6 |
| 平成30年6月30日 | 上越方面隊 | 高土分団 | 7 | 11 |
| 平成30年7月1日 | 柿崎方面隊 | 川西分団 | 5 | 19 |
| 平成30年7月1日 | 柿崎方面隊 | 下黒川分団 | 7 | 12 |
| 平成30年7月1日 | 吉川方面隊 | 旭分団 | 6 | 3 |
| 平成30年7月21日 | 中郷方面隊 | 中郷第二分団 | 13 | 13 |
| 平成30年7月21日 | 中郷方面隊 | 中郷第一分団 | 8 | 9 |
| 平成30年7月21日 | 上越方面隊 | 新道分団 | 3 | 12 |
| 平成30年7月24日 | 三和方面隊 | 美守分団 | 14 | 10 |
| 合 計 | | | 389 | 423 |

3消防部は、調査方法を変更したため2回実施している。

3 課題検証のためのアンケート調査の実施

(1) アンケート調査の概要

- ・期 間：平成 30 年 6 月中旬～7 月上旬
- ・対象者：全ての消防団員（4,170 人）
- ・回答数：3,452 人/4,170 人（有効回答率 82.8%）
- ・形 式：アンケート用紙（A3） 両面 1 枚
- ・概 要：ヒアリング調査で明らかになった内容が、消防団全体にどのくらい共通のものかを知るために質問項目を構成
- ・方 法：検討委員会が作成したアンケートを配付、回収

(2) アンケート調査の結果

1) 消防団員の「居住地」：管轄範囲外に居住する団員が増えている

全体傾向 **15%の消防団員が管轄範囲外に居住している**

「所属する消防部の管轄範囲内に住んでいる」と答えた人は全体の 83%、「市内の管轄範囲外に住んでいる」と答えた人は 15%、「市外に住んでいる」と答えた人は 2%であった。この結果は、ヒアリング調査で「多くの」消防部が懸念を示していた割には、いまだ 8 割の団員が管轄範囲内に住んでいることがわかり、消防力維持の観点からは、安心できる結果となった。

一方で、15%もの消防団員が管轄範囲外に居住していることを知るに至り、地域によっては、初期消火への貢献は厳しい状況であると判断される結果となった。また、「市外居住」の 2%に関しては、団員としての機能を果たすことができるのかどうか、疑問である。

分団の傾向 **およそ 3 割の団員が管轄範囲外に居住している分団がある**

上越新道分団では 96.3%、次いで頸城第二分団の 94.3%、消防団幹部の 94.3%においては、ほとんどの団員が地元に住んでいる。一方で、牧南分団の 33.3%、上越谷浜分団の 28.2%、上越金谷分団の 27.4%となり、およそ 3 割の団員が、管轄範囲外に居住している（市役所及び事務所消防隊を除く）。

2) 消防団員の「勤務形態」：交代勤務に従事する団員が増えている

全体傾向 **工場が立地する分団以外にも、団員に占める交代勤務者の割合が増加**

「日勤（昼間の勤務）」と答えた人は全体の 77%、「交代勤務（夜勤、2 交代、3 交代、その他の勤務形態）」と答えた人は 21%、「無職（働いていない）」と答

えた人は1%であった。この結果は、ヒアリング調査において「工場が立地する」分団が特に懸念を示していたが、工場が立地する分団以外にも、団員における交代勤務者の占める割合が増加していることを示している。

分団の傾向 **3分団においては4割の団員が交代勤務、7分団において、交代勤務割合が3割を超えていた**

全分団のうち、最も「日勤団員」割合が多かったのは、市役所及び事務所消防隊の100%、次いで、上越第三分団の92.3%、上越桑取分団の92.3%、牧南分団の91.7%、三和里公分団の91.4%であった。これらの分団ではほとんどの団員が昼間の勤めであり、消防団の活動スケジュールに合わせる事が可能であることが期待される。

一方で、最も「交代勤務」割合が多かったのが、中郷第一分団の48.2%、次いで西大湊分団の40.6%、上越北諏訪分団の40.4%であった。中郷第一分団は団員のほぼ5割が交代勤務であり、非常に高い割合を示している。次いで、西大湊分団、上越北諏訪分団において4割の団員が交代勤務、次いで5分団において、交代勤務割合が3割を超えていた。5割、4割を超える団員が交代勤務であれば、通常の消防団活動への参加率へも、大きな影響が懸念される事態であり、日勤の団員への負担増も懸念される。

3) 消防団員の「勤務地」：職場が管轄範囲外にある団員が増えている

全体傾向 **管轄範囲外の市内・市外の職場に勤務している割合は、7割強に上る**

「職場は管轄範囲内にある」と答えた人は全体の24%、「職場は市内の管轄範囲外にある」と答えた人は63%、「職場は市外」と答えた人は11%であった。この結果は、ヒアリング調査で「多くの」消防部において、懸念が示されていた「勤務時間には地域に消防団員がいない」ことを証明する結果となった。管轄範囲外の市内・市外の職場に勤務している割合は、合計で74%、つまり7割強に上ることがわかった。被雇用者団員、いわゆる「職住一体型の農業や自営業に従事するのでは無く、企業に就職し、職場に通う」サラリーマン団員の増加は著しく、都市部においても課題になっているが、この影響が上越市においても顕著であることを伺わせる結果となった。

分団の傾向 **8割の団員の職場が管轄範囲外にある分団がある**

全分団のうち、「所属する消防部の管轄範囲内に職場がある」割合が最も多かったのは、女性団員の75%、上越第三分団の59.3%、南大湊分団の58.8%、市役所及び事務所消防隊の57.1%であった。これらの分団では、約6割の団員が職場

は管轄範囲内にあるとしている。

一方で、「所属する消防部の管轄範囲外の市内に職場がある」と回答した割合が最も多かったのが、牧北分団の 81.3%、牧南分団の 81.3%であった。これらの分団では、8 割の団員の職場が管轄範囲外にある。

また、「市外に職場がある」と回答した割合が多かった分団においては、市境付近に位置しており、職場を含む生活圏が上越市の隣接自治体にあることは受け入れざるを得ない反面、勤務中の駆けつけに時間がかかる等の懸念がある。

4) 消防団員の「勤務中の災害覚知」：工作中的火災発生の連絡を受け取ることができない団員が増えている

全体傾向 **工作中的火災発生の連絡不可な団員が 23%いる**

「工作中的火災発生の連絡可能」と答えた人は全体の 76%、「工作中的火災発生の連絡不可」と答えた人は 23%であった。一方で、ヒアリング調査においては、工作中に火災発生覚知ができない団員が分団幹部の場合でもあり、職場の協力、例えば、火災発生情報が職場の放送で流される等の配慮があるとよいという意見があった。

分団の傾向 **約 5 割が工作中に火災発生を覚知できない分団がある**

全分団で「工作中的火災発生の連絡可能」な団員の割合が最も大きかったのは、消防団幹部、市役所及び事務所消防隊、南大湊分団の 100%、上越第一分団の 93.3%、上越第三分団の 92.6%、安塚分団の 92.6%であった。全て、または、ほとんどの団員が工作中でも火災発生の連絡を受けることができることは、消防団の機能を果たす上で心強い結果となった。

「工作中的火災発生の連絡不可」な団員の割合が最も大きかったのは、中郷第一分団の 46.4%、中郷第二分団の 43.0%、上越第四分団の 34.6%であった。中郷第一分団においては、約 5 割の団員が工作中に火災発生を覚知することが難しいことが明らかとなり、活動に十分な団員を確保することが現実には難しいことがわかった。

5) 消防団員の「勤務中の出勤」：勤務中に出勤できない職場が増えている

全体傾向 **勤務状況により出勤可能・不可能が一定ではない」が全体で 41%**

職場において「特別休暇や職務免除等で、出勤が認められている」と答えた団員の割合は 29%、「年次有給休暇で、出勤が認められている」は 9%、「勤務状況に応じて、認められるときと、認められないときがある」は 41%、「原則、勤務中には出勤できない」は 21%であった。よってどのような形態であれ、出勤が

認められているのは「特別休暇・職務免除等」「有給休暇」併せて 38%であった。

また、「認められるか、認められないかわからない」は最も多く全体の 41%を占めており、いざとなったときの団員の出勤目処の立てづらさが心配される。一方で「勤務中の出勤が認められない」職場に勤める団員が 21%もあり、火災時の出勤率に影響を与えていると考えられる。

分団の傾向 **仕事中に出勤できない割合が最も高い分団では 4 割が出勤不可**

「特別休暇/職務免除で出勤可能で出勤が認められている」割合の多かったのは市役所及び事務所消防隊の 92.1%、南大湊分団の 86.7%、安塚菱里分団の 53.5%であった。「年次有給休暇で、出勤が認められている」割合が多かったのは、上越桑取分団の 60%、消防団幹部の 17.7%、浦川原西分団の 17.1%であった。「原則、勤務中には出勤できない」割合の多かったのは、上越新道分団の 47.1%、上越第四分団の 42.9%、中郷第二分団の 42.3%であった。「勤務状況に応じて、認められるときと、認められないときがある」割合の多かったのは、牧南分団の 65.6%、三和上杉分団の 60.0%、頸城第一分団の 58.1%であった。

6) 職場から消防器具置場までの移動時間：移動時間がかかり初期消火への貢献は厳しい

全体傾向 **5分以内に職場から消防器具置場に到着することができる団員は全体の 10%**

「初期消火」を行うには、「5分以内に職場から消防器具置場に到着することができること」を目安とした。その後の「後方支援（避難支援、消火支援等）」に間に合う時間を 30分以内と見積もった。さらに、火災覚知から 30分以降で消防器具置場に到着した団員には「残火処理（火勢鎮圧後、残り火を点検、処理し鎮火後の見守り）」を担当してもらうと仮定して、集計した。

「初期消火」のために、5分以内に職場から消防器具置場に到着することができる団員は、全体の 10%であった。次に「後方支援（30分以内）」は 52%、「残火処理（30分以上）」は 38%であった。職場から「初期消火」に間に合うことのできる団員は全体の 1割しかいないことがわかり、「初期消火」への貢献は厳しい状況であることが明らかになった。

分団の傾向 **5分以内に職場から消防器具置場まで到着することができる団員がいない分団がある**

5分以内に職場から消防器具置場まで到着することができる団員の割合が高かったのは、市役所及び事務所消防隊の 54.0%、上越第二分団の 38.5%であった。職場から「後方支援（30分以内）」に出動可能な団員の割合が高かったのは、南大湊分団の 88.2%、上越北諏訪分団の 80.1%であった。職場から「残火処理（30

分以上)」に出動可能な団員の割合が高かったのは、上越桑取分団の90.0%、吉川源東田中分団の70.3%、名立南分団の69.1%であった。

5分以内に職場から消防器具置場まで到着することができる団員が「0(いない)」という分団が4分団あった(上越桑取分団、中郷第一分団、頸城第一分団、南大湊分団)。

7) 消防団活動における行事・研修：必要ないと思う行事が多い

全体の傾向 **「必要ないと思う」という回答が多かった行事や研修等は以下の順**

| | |
|--------------------------|----------------|
| 各方面隊のポンプ操法競技会 | 1,135/総数 3,452 |
| 上越消防大会(7月) | 1,032/総数 3,452 |
| 全体出初式(1月・市) | 988/総数 3,452 |
| 上越市消防点検(6月) | 938/総数 3,452 |
| 出初式(1月・各方面隊) | 934/総数 3,452 |
| 辞令交付式(4月) | 917/総数 3,452 |
| 各方面隊の連合演習(5~6月) | 902/総数 3,452 |
| 分団演習(9~11月) | 784/総数 3,452 |
| 総合研修(4月・部長、班長、ラッパ隊、ボート隊) | 690/総数 3,452 |
| 水防訓練(5月) | 670/総数 3,452 |
| 校外講習(4月・ポンプ操法研修) | 600/総数 3,452 |
| 幹部研修(4月) | 497/総数 3,452 |
| 火災後や火災予防運動等の特別夜警 | 332/総数 3,452 |
| 新入団員研修 | 302/総数 3,452 |
| 通常夜警(月2回) | 285/総数 3,452 |

8) 消防団活動における訓練：部隊・人員姿勢服装・小隊編成訓練は必要ないと思う団員が多い

全体の傾向 **「必要ないと思う」という回答が多かった訓練は以下の順**

| | |
|-----------|----------------|
| 部隊訓練 | 1,890/総数 3,452 |
| 人員姿勢服装の点検 | 1,414/総数 3,452 |
| 小隊編成訓練 | 1,345/総数 3,452 |
| 各個訓練 | 729/総数 3,452 |
| ポンプ操法訓練 | 660/総数 3,452 |
| 駆けつけ放水訓練 | 380/総数 3,452 |

9) 通常夜警の参加頻度：通常夜警の参加度合いが減少している

全体の傾向 **通常夜警の活動に適切に参加しているのは全体の21%**

期待される参加頻度は、毎月2回である。「毎月1回」と回答したのは全体の19%、「毎月2回」と回答したのは21%であった。「2ヶ月に1回」で18%、「3、4ヶ月に1回」で19%、「ほとんど参加しない」は10%であった。適正に参加しているのは21%に留まっていた。

分団の傾向 **5割弱の団員がほとんど夜警に参加しない分団がある**

全分団のうち、「毎月2回」の参加が多いと答えた分団で、最も割合が多かったのは、市役所及び事務所消防隊57.1%、上越第二分団53.3%であった。「毎月1回」と答えた割合が多かったのが、上越第一分団66.7%、牧北分団53.3%、板倉第一分団45.0%であった。「2ヶ月に1回」と答えた割合が多かったのが、浦川原東分団54.0%、三和里公分団55.2%、浦川原西分団48.4%であった。「3、4か月に1回割合」と答えた割合が多かったのが、吉川旭分団81.4%、吉川尾神分団61.1%、大島第二分団56.9%、頸城第二分団56.5%であった。「ほとんど参加しない」と答えた割合が多かったのは、南大湊分団43.8%であった。

10) 夜警の所要時間：2時間ルールでは時間を持て余す分団も存在する

全体傾向 **夜警の所要時間は30分～1時間が多かった**

夜警の所要時間として最も多かったのは「所要時間30分」の49%、次いで「所要時間1時間」の33%、「所要時間1時間半」の3%であった。所要時間が、夜警の1単位である2時間を超えたのは「所要時間2時間以上」の2%のみであった。

分団の傾向 **分団によって所要時間にばらつきがある**

全分団の中で「所要時間30分」の割合が多かったのは、上越諏訪分団の94.7%、清里第一分団の94.7%、上越三郷分団の93.5%であった。「所要時間1時間」の割合が多かったのは、上越桑取分団92.3%、頸城第三分団の89.4%であった。「所要時間1時間半」の割合が多かったのは、上越第四分団24.0%、柿崎分団22.6%であった。「所要時間2時間」の割合が多かったのは、消防団幹部の33.3%、上越直江津分団の30.8%であった。

11) 管轄内の団員候補：団員候補が地域に見つからない

全体傾向 **団員候補の若者がいない、わからない、を合わせてほぼ7割**

「候補の若者がほとんどいない」の47%、次いで「候補の若者が全くいない」の10%、「候補の若者がいるかどうかわからない」の22%であった。「候補の若者が存在する」は20%であった。候補の若者がいない、わからない、を合わせて79%にも上っており、消防団員候補の獲得が難しいことが改めて明らかになった。

分団の傾向 **分団によって団員候補の認識度にはバラツキがある**

全分団の中で「団員候補となる若者が存在する」の割合が多かったのは、上越第三分団の70.3%、ラッパ隊の60.0%、消防団幹部の58.8%であった。「団員候補となる若者がほとんど存在しない」の割合が多かったのは、上越桑取分団の76.9%、清里第二分団の76.3%、三和上杉分団の68.1%、中郷第一分団の67.2%であった。「団員候補となる若者が全く存在しない(ゼロである)」の割合が多かったのは、吉川源東田中分団の46.6%、安塚菱里分団の42.0%、牧北分団の35.4%であった。「団員候補となる若者がいるかどうかわからない」の割合が多かったのは、南大湊分団の52.9%、上越金谷分団の46.2%、女性団員の45.4%であった。

12) 再入団経験の有無：再入団者が増加傾向にある

全体傾向

現在の再入団者は全体の8%であり、281人にのぼる。

13) 再入団の年齢：あらゆる世代に再入団経験者が存在する

全体傾向

再入団経験者が再入団した年齢は、特に高齢に偏っているわけではないことがわかった。

| | |
|--------|-----|
| 20歳以下 | 2人 |
| 21-30歳 | 66人 |
| 31-40歳 | 94人 |
| 41-50歳 | 78人 |
| 51-60歳 | 70人 |
| 61-75歳 | 35人 |

- 14) 団員確保が困難な理由：団員確保が困難なのは、人員がいないだけでなく、活動が理解されない、活動を嫌悪する層が一定数存在することが理由である
全体傾向

団員確保が困難な理由と回答者数は次のとおり。

なお、総回答数は3,452。本設問は「あてはまるものいくつにでも」で回答を求めている。

| 回答選択肢 | 回答人数 |
|----------------------|-------|
| 活動を担う人材がいない | 1,963 |
| 活動が誤解/理解されない | 1,084 |
| 親世代の嫌悪がある | 995 |
| 「地域を自分たちで守る」気概が伝わらない | 884 |
| 配偶者の嫌悪がある | 681 |
| 活動そのものに問題あり | 586 |
| 活動そのものが知られていない | 277 |
| 団員確保は困難でない | 181 |

- 15) 消防部の見直しの必要性：「統合・再編が必要である」と答えた団員が最も多く、一方で、「わからない」と答えた団員も多かった
全体傾向

消防部の見直しの必要性について、「統合・再編が必要である」と答えた団員は、総回答数3,452の内1,669人であり、次いで、「わからない」との回答が1,052人から得られている。

| 回答選択肢 | 回答人数 |
|-------------|-------|
| 統合・再編は必要である | 1,669 |
| わからない | 1,052 |
| 統合・再編は必要ない | 687 |
| 無回答 | 44 |

4 「上越市消防団の課題」のまとめ

ヒアリング調査の実施、アンケート調査の実施を踏まえて課題を整理する

(1) 消防力の整備指針「消防団の業務」の視点での課題整理

消防力の整備指針・消防団の業務における上越市消防団の課題

| 消防団の業務（消防力の整備指針） | 上越市消防団の実態と課題のまとめ |
|---|--|
| 火災の鎮圧に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の鎮圧への貢献が難しい ・ 職場において発生の覚知ができない ・ 発生を覚知しても出動が許されない ・ 初期消火への貢献は難しくなっている ・ 管轄範囲内に住まい・職場がない団員が増加 ・ 後方支援への貢献が難しくなっている ・ 活動人数がそろわない ・ 残火処理についての貢献は何とか継続している |
| 火災の予防、警戒に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防については、その活動の頻度と貢献が可視化されておらず、実態把握が難しい ・ 通常夜警・緊急夜警について活動参加者が減少傾向にある ・ 花火大会等における警戒については、何とか継続している |
| 救助に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明者の捜索・その後の応急手当については、社会的期待も大きく、貢献を継続している |
| 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や池の近隣消防部においては、風水害等の警戒や避難誘導等の貢献と経験を継続的に蓄積している ・ 地震災害については、上越市全体において対応経験の不足がある |
| 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の経験はあるが、有事の業務について必ずしも意識していない |
| 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等からの依頼・要請で、指導、協力、支援及び啓発を実施するものであり、その活動の頻度と貢献が可視化されていない ・ 一部、防災訓練において、消防団に声がかからない事態も起きており、自主防災組織等の地域組織における消防団の活動認識が課題である |

| | |
|--|--|
| <p>消防団の庶務の処理等の業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画の策定・経理事務等についての負担は大きい が、何とかこなしている ・ 団員の募集については困難を極めている <ul style="list-style-type: none"> ▶ 少子高齢化により対象が減少している ▶ 地域において、消防団活動が理解されていない ▶ 一部、消防団活動に対してアレルギーを持つ者が存在する |
| <p>前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防資機材の点検整備については戦略的に配備されていない ・ 消防水利確保のための除雪や草刈り等については、地域との役割分担がはっきりしていない地域が多い ・ 研修や訓練、行事の負担が重く、必要ないと考える団員も多い ・ その他、地域の実情に応じて特に必要とされる活動については、市等の要請により実施しているが、緊急度の低い案件については負担に感じることも多い |

(2) 地域特性における視点からの課題整理

市街地（家屋、商業施設や商店・商店街が密集した地区）

- 人口は比較的多い
- 少子高齢化が進行しているが、極端ではない
- 消防団活動が伝統的に活発な地区とそうでない地区の差が大きい
- 同様に町内会が消防団を支える機能を有しているところと、そうでないところの差が大きい
- 建物密集地域であり、いったん火災が起こると延焼火災となる危険性が高い
- 常備消防への依存が高い傾向にある

中山間地域（山間地及びその周辺の地域）

- 人口は極端に少ない
- 高齢化の進行が速い
- 町内会と消防団はほぼ一体化しており、認識は比較的共有されている
- 建物は密集しておらず、延焼火災の危険性は比較的低い
- 常備消防からも遠く、火災への危機感が高い
- 消防団員の確保には苦慮しており、再入団も多い

農地と住宅地が混在した地域

- 住宅の造成、工場の誘致等により人口が増加傾向にある地区と安定的に一定数を保っている地区がある
- 高齢化は進行しているが、比較的若い世代、子育て世代が多い
- 町内会、消防団とも組織数が多く、全体傾向の把握が難しい
- 市街地、中山間地域と比べ、課題の認識自体が低い
- 町内会、消防団とも強いリーダーシップを持った人材がいないと地域の利益を守るために1つの方向性を見出すことが難しい

5 国の対応策の導入検討

(1) 基本団員の確保 実施する

方針：消防団活動のPR強化と負担軽減策を講ずることで、基本団員を確保する

消防団活動のPR強化については、粘り強い強化策が必要である。全国的な傾向からいっても、頻発する自然災害において、消防団の活躍とその重要性が再認識されているにも関わらず、団員が減少していることは、大きなジレンマとして消防団活動に影を落としている。

下表のアンケート調査結果：団員確保が困難な理由として、「活動そのものに問題あり」との認識も示されており、消防団員の負担軽減策を実施するとともに、その内容を市民に知らせるための不断の努力が望まれる。

「活動が誤解/理解されない」ために、一定数の住民にとって、消防団の活動自体が「嫌悪の対象」となっていることは、多くの消防団員の証言にあるとおりである。今後の負担軽減策や再編により「生まれ変わった上越市消防団」を特に若い世代、新たに上越市民となる世代に印象付ける必要がある。

また、最も連携・協働すべき町内会、特に町内会役員においても、必ずしも「消防団活動そのものが知られていない」現実が散見される。町内会と消防団の交流を深める取組も求められる。

アンケート調査結果：団員確保が困難な理由

| 回答選択肢 | 回答人数 |
|----------------------|-------|
| 活動を担う人材がない | 1,963 |
| 活動が誤解/理解されない | 1,084 |
| 親世代の嫌悪がある | 995 |
| 「地域を自分たちで守る」気概が伝わらない | 884 |
| 配偶者の嫌悪がある | 681 |
| 活動そのものに問題あり | 586 |
| 活動そのものが知られていない | 277 |
| 団員確保は困難でない | 181 |

(2) 大規模災害団員の導入 導入しない

方針：大規模災害団員は導入せず、市内における広域応援体制を整備する

平成 17 年に 14 市町村が合併したことにより、消防団の管轄面積は 973 平方キロメートルと広域化し、平成 30 年 4 月 2 日現在で 4,170 人の消防団員が、各消防部で活動している。このスケールメリットを活かし、市内で大規模災害が発生した際は、被害が軽微であった地区の消防団から、市内における広域応援体制の確保を想定していることから、敢えて、大規模災害団員の導入は行わない。

一方で、上越市消防団における大規模災害時の全体的なオペレーション方針の確認と消防団活動の展開策については、防災訓練等を通し、実現可能性を高めることが望ましい。

(3) 自主防災組織等との連携 積極的に推進する

方針：積極的な推進策を検討し、具現化する

地区においては、すでに以下のような活動を通して、連携が具現化されている。

- ・ 地域の防災訓練において、消防団員が消火器の取扱いや、応急担架の作り方など、災害や火災発生時の対応を指導している。
- ・ 市では防災士の養成講座を開催し、防災士資格の取得支援を実施し、地域防災力の向上に向けた活動のリーダー役を養成している。
- ・ 一方で、農地と住宅地が混在した地域において見受けられるように、具体的に自主防災組織や町内会との連携協働が活性化していない地域も見受けられる。また、防災士との協働については具体的なビジョンを構築することが望まれる。
- ・ 行政の所管課による縦割りを廃し、地域のキーパーソンが、消防力・防災力を確保するための連携・協働を一体的に支援すべきである。

(4) 広域応援体制の確立 (2)と同じ

方針：市内における広域応援体制を確立する

現在の出動体制は、原則方面隊内での活動としているが、消防団の再編に伴い、消防部の管轄範囲や出動範囲を広い地域で見直し、迅速かつ効率的な出動体制を図る必要があるとの認識に立ち、再編後の市内における広域応援体制を積極的に確立する。よって、(2)の大規模災害団員でも記述したとおり、大規模な管轄範囲を有する消防団内で応援体制を整えておくことで、他市町村の消防団へ受援を要請するより、迅速な対応が可能と考える。

(5) 機能別消防団員の確保 積極的に確保しない

方針：基本団員の確保を最優先にする

消防団経験者が再入団した際は、役割の制限をかけず基本団員として活動している。消防団では基本団員の確保を最優先とし、女性団員、市役所及び事務所消防隊及びラッパ隊以外の機能別消防団員を新設する考えはない。

第4章 上越市消防団における課題への対応策（提言）

提言の趣旨

地域消防力を維持するためには、上越市の実情を踏まえ「将来を見据えて消防団の役割を果たせる体制を確保する」ための対応策を講ずる必要がある

上記趣旨に基づき、「組織体制の見直し」と「消防団員の確保」の2つを対応策の柱として、消防団の再編成、消防資機材等の更新、訓練や行事等の見直し、関係団体との連携・協力の取組を進めていくことが有効である。

1 上越市の実情を踏まえた対応策

(1) 組織体制の見直し

消防団の再編成

消防団の業務を果たすには、将来的にも団員確保が困難な状況が続くことを見据え、今後、消防団の機能を維持していくため、常備消防との連携強化を図るとともに、市街地や中山間地域等の地域特性、町内会や地域自治区等などの地縁を鑑み、方面隊や分団を単位として集約を進めていくことが望ましい。

☞ 2 地域実態に応じた消防部の再編イメージ 参照（P41～P44）

- ・地域の実態に応じた消防部の編成見直しや消防器具置場の配置見直しについては、消防団において積極的に検討し、町内会等に理解を得たうえで、早期に取り組むべきである。
- ・活動拠点への集約の過程において、市及び消防団は、消防部統合の目安とする消防団員の人数や、消防車両・消防資機材の配備に関するルール作りを行う必要がある。
- ・再編成に当たっては、管轄地域の町内会に対し、再編成の目的や手順についての理解と協力を得ながら進めていく必要がある。
- ・消火活動については、常備消防が迅速な初動体制を整えている中であって、消防団員が火災現場へ早期に参集することが困難な状況になってきていることを踏まえ、消防団が担う主な役割としては、初期対応（水利確保、避難・交通誘導）、消火対応（送水、放水）、残火処理（警戒）など、常備消防を後方支援する体制を確保していくことが大切である。
- ・消防団の機能を維持するため、日中の消火活動を行う市役所及び事務所消防隊や、火災予防活動を行う女性団員など、一部の消防団業務に限定した団員の活用が有効である。

消防器具置場や消防資機材等の整理

消防器具置場や消防車両・消防資機材の老朽化が進む中、これらの整備・更新に当たっては、方面隊や分団単位で活動拠点を決定した上で、消防器具置場の整備や消防車両・消防資機材の更新を計画的に進めていくことが望ましい。

- ・消防団が活動拠点とした消防器具置場の整備に当たっては、既存の公共施設や町内会館の利活用を含め、効率的な使用方法を検討する。
- ・消防団が不要とした消防器具置場や可搬ポンプ等（消防車両を除く）は、地域のコミュニティや防災力を高める有効な使用方法を検討する。
- ・自主防災組織や町内会が可搬ポンプを使用する場合は、定期的に消防訓練を行うなど、安全性を確保することが必要である。
- ・消防車両等の更新や配備に当たっては、各消防部の使用状況に応じて、統合等で不要となった消防車両等を更新が必要な消防部へ移管するなど、地域に必要な消防力を考慮しながら、効率的に実施していく必要がある。

(2) 消防団員の確保

訓練や行事の見直し

消防団員の負担軽減を図るとともに、団員の安全と消防技術を高められるよう各種訓練や行事を見直す必要がある。（実施時期や内容の変更、廃止、訓練の充実など）

- ・消防団員から儀礼的な活動や競技化した訓練の必要性を疑問視する声や、過密するスケジュールの見直しを求める声が多くあったことから、見直しを検討する必要がある。
- ・各方面隊の行事や訓練は、市町村合併前から続く各方面隊の訓練や、地域の伝統行事として実施している側面もあることから、地域の実情や問題点を踏まえ見直しを検討する必要がある。
- ・夜警や水利点検など平常時の活動は、各消防部の管轄範囲に限定せず、分団の管轄地域で広く実施するなど、方面隊及び分団単位で見直す方策が有効である。
- ・夜警については、一回の活動時間を2時間としているが、活動時間の見直しを検討するなど、団員の平常時の活動の負担軽減を図る必要がある。

消防団では、平成30年度から訓練日程や夜警時間を一部見直し、団員の負担軽減を図る動きが実体化している。

関係団体との連携・協力

消防団員の確保に向けた町内会と市のバックアップの強化、事業所の消防団活動への理解と協力の呼びかけが必要である。

- ・地域防災力を高めるためには、消防団、町内会（自主防災組織等を含む）、防災士会、常備消防、市は相互に連携を密にし、地域住民や防災関係機関が一体となって消防訓練や火災予防などの防災活動に取り組んでいく必要がある。
- ・消防団は、消防団活動の中に、町内会や自主防災組織との交流を組み込むなど、地域住民への消防団活動の理解を深めるための取組を推進する必要がある。
- ・市は、広報誌やホームページのほか、各種イベント等で広く消防団活動をPRするとともに、消防団員の勤務先への消防団活動の理解と協力を求める取組を積極的に支援する必要がある。
- ・町内会は、地域の防災訓練や会合等の機会を通じて、新入団員の勧誘を行うなど、団員確保に向けた取組を支援する必要がある。
- ・事業所は、消防団員の防災知識や消防技術を、自社の防災訓練や自衛消防に活用するとともに、勤務時間中における団員の火災覚知や災害現場への出勤、消防訓練・行事への参加についても、積極的に支援・協力する必要がある。

2 地域実態に応じた消防部の再編イメージ

ヒアリング調査やアンケート調査等から、消防部の活動実態や体制状況が地域特性に大きく関係していることが明らかとなった。そのため、再編についても地域特性に応じて進めていく必要がある。

【市街地】 家屋、商業施設や商店・商店街が密集した地域

【農地と住宅地が混在した地域】 農地と住宅地が混在した地域

【中山間地域】 山間地及びその周辺の地域



再編イメージ【市街地】

現行の組織体制を維持する。

地域特性：家屋や商業施設が密集し、人口も建物も多い。

高齢者人口の割合は、「農地と住宅地の混在地域」と同程度である。

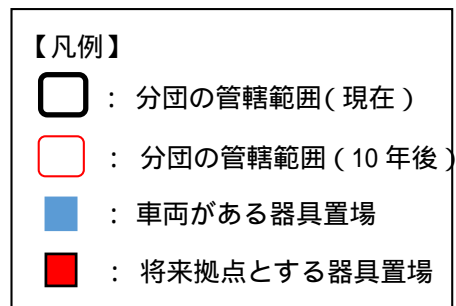
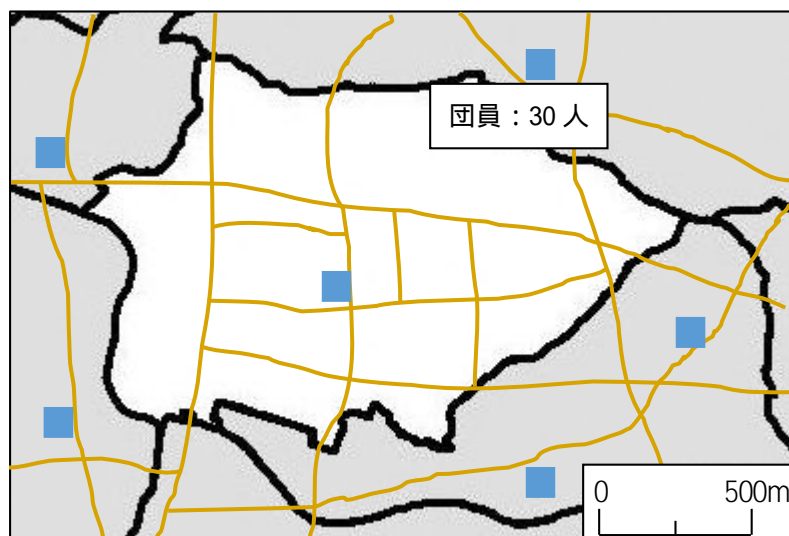
建物密集地域のため、一旦火災が起こると延焼火災となる危険性が高い。

組織体制：将来に渡り消防団の機能を維持することが困難な分団は、戸数や管内人口を考慮し、消防部の集約を進め、機能を確保する必要がある。

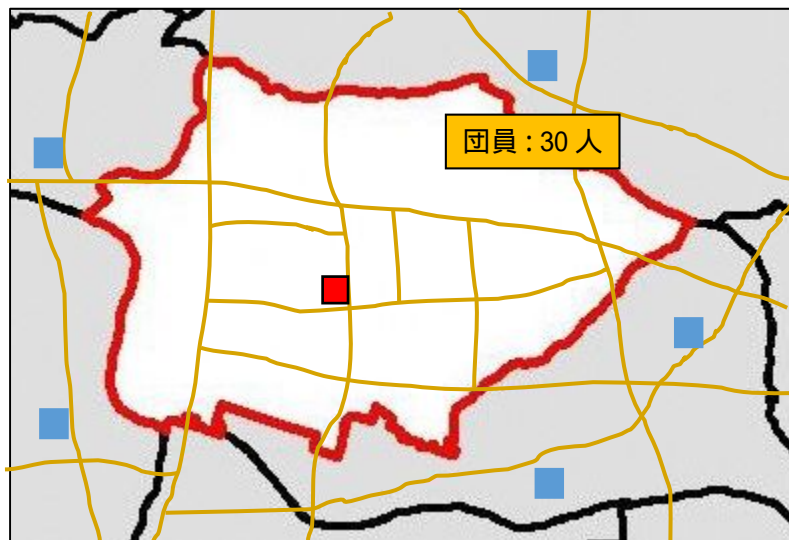
活動拠点：消防器具置場が建物密集地内にある場合は、火災発生時の延焼被害のリスクを考慮し、建替えの際には被害を受けない場所への移転も検討する必要がある。

**方面隊 **分団

〔現在〕1分団・1消防器具置場・団員数30人



〔10年後〕1分団・1消防器具置場・団員数30人



再編イメージ【農地と住宅地が混在した地域】

中・長期的に再編を進め、消防団の機能を確保する。

地域特性：高齢化は進行しているが、比較的若い世代、子育て世代が多い。

広大な農地の中に住宅地が点在している。

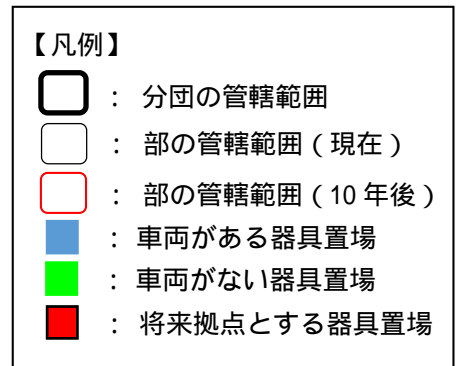
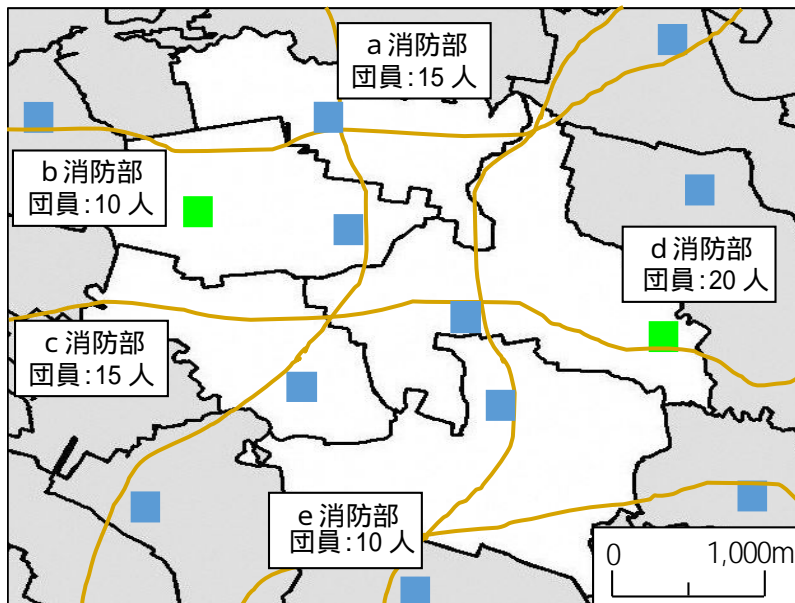
河川に近い地域では、水害発生の危険性がある。

組織体制：河川に近い地域を管轄する分団は、火災だけでなく、水害対応も可能な体制を確保する必要がある。

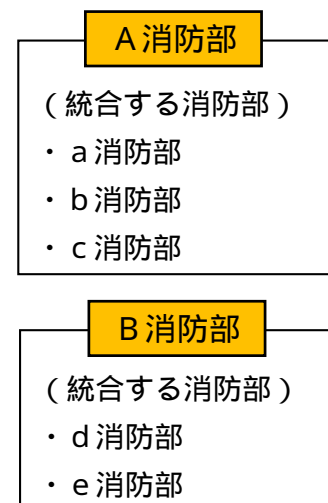
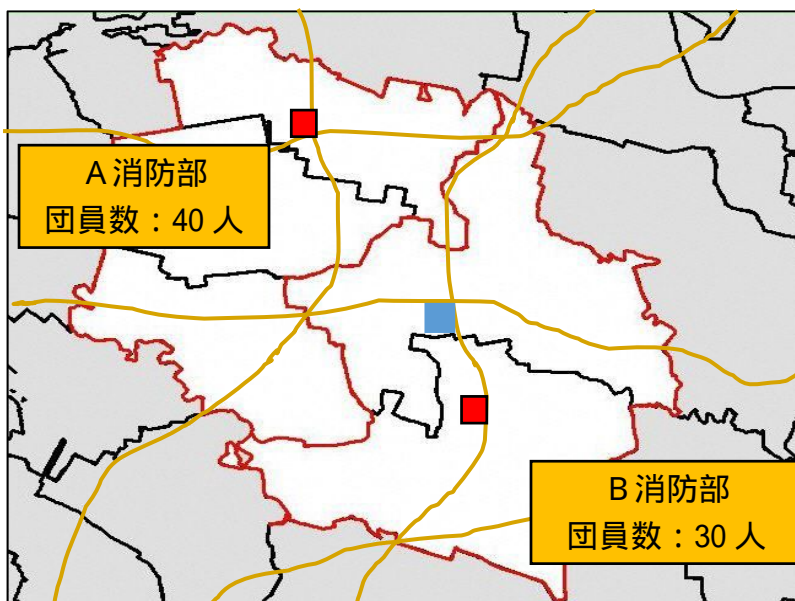
活動拠点：将来、活動拠点とする消防器具置場は、管轄範囲や管内人口を考慮し、効率的に活動できる場所に設置することが望ましい。

**方面隊 **分団（消防部：a・b・c・d・e）

〔現在〕 5消防部・5消防器具置場・団員数70人



〔10年後〕 2消防部・3消防器具置場・団員数70人



再編イメージ【中山間地域】

活動が困難となっている消防部は、早期に再編を進め、消防団の機能を確保する。

地域特性：人口の減少傾向に歯止めがかからない。

他の地域と比較すると高齢者人口の割合が高い。

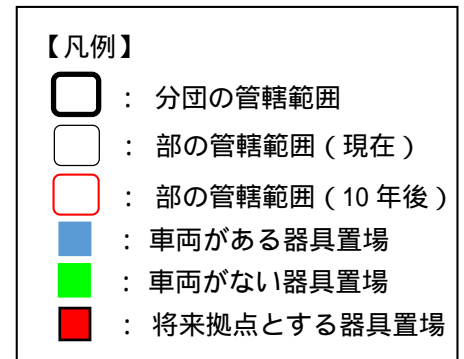
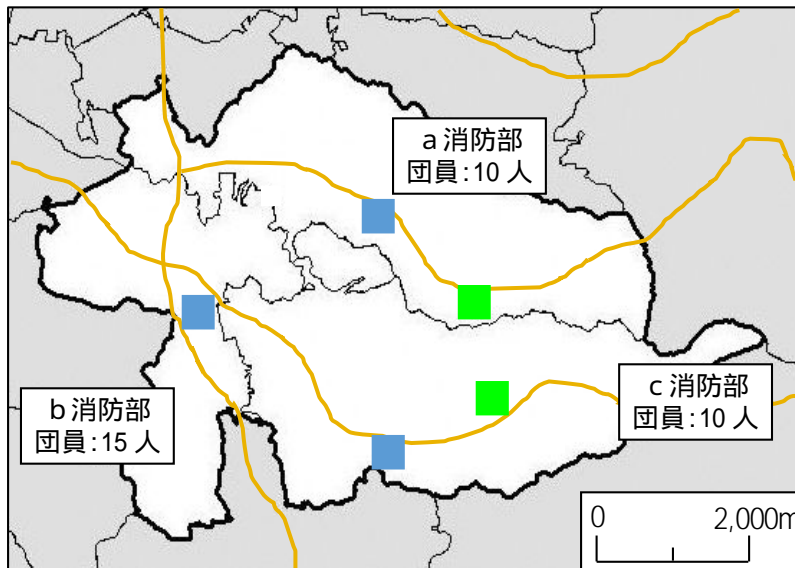
分団の管轄範囲が広く、家屋が点在している。

組織体制：団員数が少なく消防団活動が困難な消防部が多いため、早期に消防団の機能を確保する必要がある。

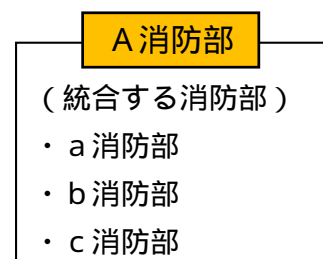
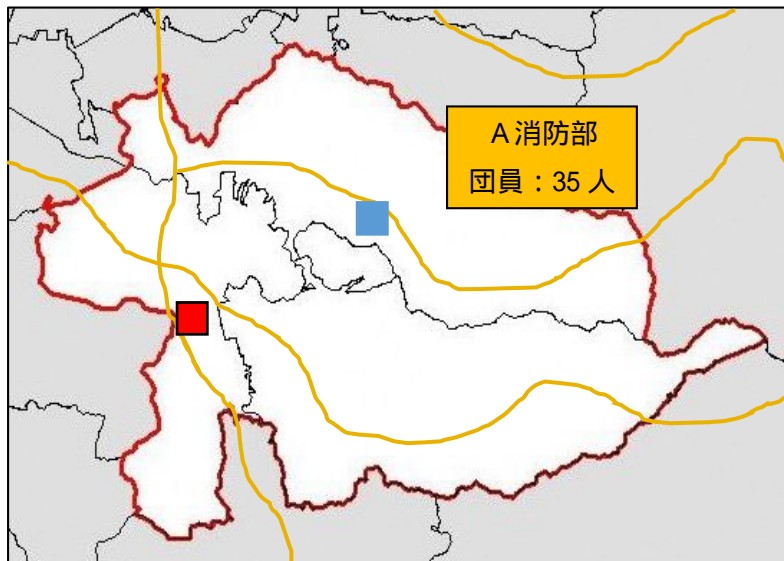
活動拠点：将来、活動拠点とする消防器具置場は、山や河川などの地理的特性も考慮し、広い管轄区域を効率的に活動できる場所に設置することが望ましい。

**方面隊 **分団（消防部：a・b・c）

〔現在〕 3消防部・5消防器具置場・団員数35人



〔10年後〕 1消防部・2消防器具置場・団員数35人



第5章 消防団が検討した再編案の考察

上越市消防団においては、本検討委員会の審議・検討の進捗を注視する中で、自主的に再編案の検討を進めてきた。以下にその概要を示す。(平成31年3月25日現在)

消防団の再編案について

<消防団が再編案作成に取り組んだ背景及び経緯>

- ・一部の消防部では、団員数の減少に伴い、現行の人員体制では消防団が担う役割を十分に果たすことができない状況となっている。
- ・現行体制においては、222消防部のうち、10人以下の消防部が29消防部で、最少団員数は4人と少なく、火災が発生した際、消防車による消火活動の必要人員(消防ポンプ自動車:5人、可搬ポンプ自動車:4人)が集まらず、迅速な消火活動が困難な状況となっている。
- ・団員数が少ない消防部がある現状や、消防団適正配置検討委員会によるヒアリング等の結果報告を受けた消防団では、平成30年12月の正副団長会議において、10年先の将来を見据え、引き続き消防団の機能を維持していくため、自ら「組織体制の見直し」と「将来活動拠点とする消防器具置場の選定」について検討を行うことを決定した。
- ・再編案の検討に当たっては、分団単位(53分団)の管轄区域で各消防部の団員が検討した案を、正副団長が市全体の地域バランスを考慮して調整を行った。

<再編の目的>

- ・団員が活動しやすい環境を整えるため、活動が困難となっている消防部を統合し、分団の広いエリアを効率的に活動する体制に再編することで、団員の負担軽減を図るとともに、各分団で必要な団員数を確保し、地域消防力を維持する。

<再編の進め方と留意事項>

- ・再編の目的は、地域の消防力を維持することであり、消防部及び分団を統合する際は、所属団員が退団することがないよう団員確保に努める。
- ・現在、消防団の機能を維持することが困難になっている消防部及び分団は、隣接の消防部や分団と統合する検討を開始する。
- ・将来、活動拠点とする消防器具置場は、既存の建物を改修するほか、町内会館を団員の待機場所として使用し、車庫のみを整備する方法や、総合事務所の車庫を活用する方法も検討する。
- ・再編に当たっては、関係町内会や消防団後援会等の地域住民を対象に、再編の目的や進め方を説明し、理解・協力を得ながら進める。

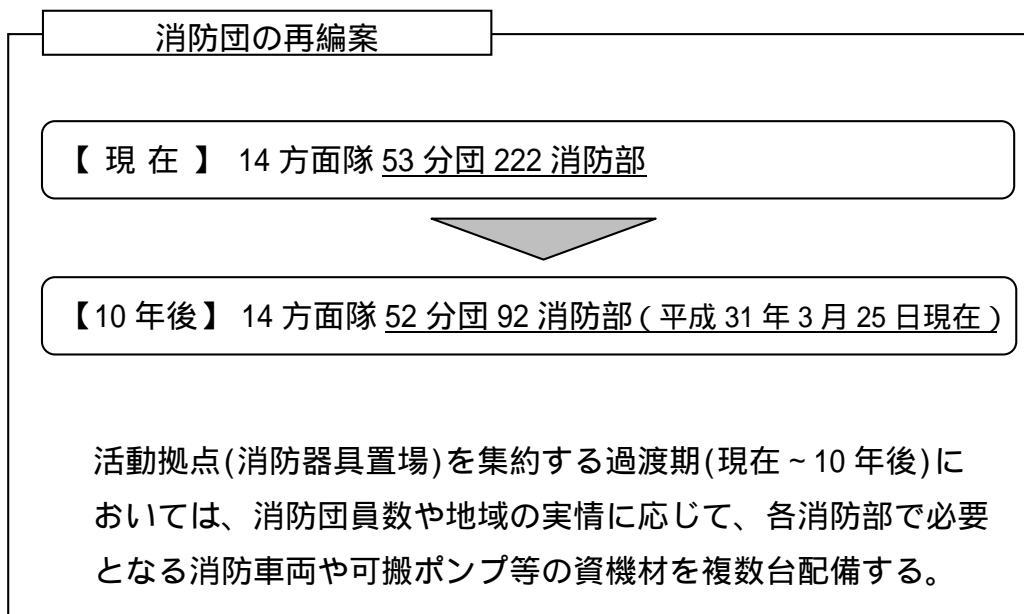
消防団が再編案を検討した際の視点

組織体制の見直し

- 10年後も地域に必要な消防団員数が確保できるか
- 消防団の業務を果たせる体制となっているか
- 水害のおそれがある地域は、水防対応ができる体制となっているか
- 河川や沢などの地域特性を考慮した管轄区域となっているか

将来活動拠点とする消防器具置場の選定

- 10年先の団員数や消防団活動を見据え、分団内で概ね1~2か所を選定
- 学校区単位で1か所設置するなど、地域バランスを考慮
- 消防団員が集まりやすい(幹線道路、消防団員の駐車スペース)
- 消防車両が出動しやすい(幹線道路、交差点、除雪の負担が少ない)
- 居住人口や戸数が多い箇所か(又は人口増が見込まれる)
- 活動拠点(消防器具置場)の数は適正か
- 団員の駐車場が確保できるか



今後の予定

- ・ 再編に当たっては、消防部統合の目安とする団員数や、消防車両や消防資機材の配備に関するルール作りを行う。
- ・ 現行体制において、団員の確保や活動の継続が困難な消防部及び分団は、関係町内会に説明し、理解・協力を得ながら近隣の消防部や分団との統合を検討する。

検討委員会の考察

消防団が検討した再編案は、ヒアリングやアンケート調査の結果を踏まえ、団長の指示の下、方面隊長や分団長が中心となって団員自らが作り上げたものであり、大いに評価する。

消防団の再編案は、本検討委員会が「組織体制の見直し」の対応策としてまとめた「消防団の再編成」の考え方と「再編イメージ」に合致している。

今後、再編成を実施する際は、各消防部の人員体制や活動状況など地域の実情を踏まえ、消防団と市が協力し、次の点に留意して進めていただきたい。

- ・再編成に当たっては、関係町内会に再編の目的や進め方を丁寧に説明し、地域住民の理解・協力を得ながら進めていくこと
- ・団員数が少なく、活動の継続が困難となっている消防部は、消防団の機能を確保するため、早期に再編に向けた検討を開始すること
- ・消防団員の確保に向けた取組は、消防器具置場が所在する町内会だけではなく、各消防部が管轄する全ての町内会の住民を対象として、入団への協力が得られるよう働きかけをしていくこと
- ・再編成に伴い、消防団が不要とした消防ポンプや消防ホース等の資機材を、自主防災組織や町内会に譲渡する場合、定期的な訓練や資機材の点検等を行うことを条件にするなど、使用する地域住民の安全を確保すること
- ・再編成を検討する際は、別冊の上越市適正配置検討委員会調査報告書の調査・分析結果を参考にすること

おわりに

国では、消防団の特性として、1) 地域密着性(消防団員は管轄区内に居住又は勤務)、2) 要員動員力(消防団員数は消防職員数の約5.2倍)、3) 即時対応力(日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得)を位置付けている(「消防団員の確保方策等に関する検討会」より)。

本検討委員会で明らかとなった上越市消防団の現状は、1) 管轄区内の居住・勤務している団員が減少することによる地域密着性の低下、2) 団員数の減少による動員力の減少傾向、3) 団員1人の負担が増加することにより、技術・知識の習得のための時間が相対的に減少しており、消防団の特性を維持していくことは、厳しい状況であることが改めて浮き彫りになった。

厳しい状況の中にあっても、「自分たちの地域は自分たちで守る」という使命を念頭に、活発に活動を行っている団員が多く存在することも事実であった。この地域を支える団員を育てた消防団組織を維持・継続していくために、本検討委員会では、上越市の実態にあった対応策について検討した。

結果として、本検討委員会では「組織体制の見直し」と「消防団員の確保」を提言した。「組織体制の見直し」においては「消防部の体制の見直し」、「消防器具置場の配置見直し」を挙げた。「消防団員の確保」においては、「訓練・研修・行事の日程やあり方の見直し」、「地域における消防団活動への理解の再構築」、「職場における団員活動への理解の醸成」を挙げた。

地域の声を聞いている中では、消防団に対するイメージは、決して肯定的なものばかりではなかった。上越市が消防団と連携し本検討委員会の提言を実施していく中で、生まれ変わろうとしている消防団に対し、市民の適切な理解を醸成するための努力も肝要である。

消防団の業務は、いまや「火災」のみならず、あらゆる「災害」へとその範囲を広げている。災害時における消防団の役割について視野を広げ、消防団の存在意義と役割に期待し、消防団の存続と活性化に対し、暖かく見守るとともに、上越市や消防団が今後実施する消防団の再編に対し、積極的な後押しをお願いしたい。

上越市と消防団は提言を受け、10年後の姿を見据え、「組織体制の見直し」や「消防団員の確保」に向けた取組を進めていくこととなる。町内会等との十分な話し合いと合意のもと、提言の示す方向性に向けて、調整が進むことを願っている。地域によっては、変化に対して、時間のかかるところもでてくるとは想定されるが、過去の慣習や地域ルールに対しても光があたり、お互いの理解が進むことを期待している。

上越市消防団適正配置検討委員会 一同

上越市消防団適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 上越市消防団(以下、「消防団」という)が中長期的に地域消防力の維持を図るための方策を検討するとともに、将来の消防団の在り方についての提案を行うため、上越市消防団適正配置検討委員会(以下、「委員会」という)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防団の組織の配置に関すること。
- (2) 消防団の運営に関すること。
- (3) 消防団員の確保に関すること。
- (4) 消防団、地域及び関係機関の連携に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 消防団の代表者
- (2) 町内会の代表者
- (3) 防災士の代表者
- (4) 上越地域消防事務組合の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

上越市消防団適正配置検討委員会 委員名簿

| No. | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|-----|-------------------------------|--------|-------|--------|
| 1 | 学識経験者 (新潟大学危機管理室) | 教 授 | 田村 圭子 | 委員長 |
| 2 | 上越地域消防事務組合代表 | 消防防災課長 | 広瀬 幹夫 | 副委員長 |
| 3 | 上越市町内会代表 (町内会長連絡協議会・防災委員会) | 会 長 | 杉本 正彦 | |
| 4 | 上越市防災士会代表 | 会 長 | 大滝 利彦 | |
| 5 | 上越市消防団代表 | 副団長 | 西山 新平 | |
| 6 | 上越市消防団代表 | 副団長 | 小川 時雄 | 平成29年度 |
| | | | 山本 啓一 | 平成30年度 |

平成30年度からアドバイザーとして参加

| No. | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|-----|---------------|-----|--------|--------|
| | 富山大学大学院理工学研究部 | 准教授 | 井ノ口 宗成 | アドバイザー |

上越市消防団適正配置検討委員会の開催経過

| 実施回 | 日時・場所 | 主な内容 |
|------|----------------|---|
| 第1回 | 平成29年5月23日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付及び委員長、副委員長の選任 ・上越市消防団の現状等 |
| 第2回 | 平成29年7月26日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会での指摘事項について ・ヒアリングの実施状況等 |
| 第3回 | 平成29年9月29日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会の指摘事項について ・ヒアリングの実施状況等 |
| 第4回 | 平成30年1月30日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの実施状況等 ・今後のヒアリング実施予定等 |
| 第5回 | 平成30年4月26日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会での指摘事項について ・ヒアリングの実施状況等 |
| 第6回 | 平成30年5月25日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの実施状況等 ・報告書骨子(案)について ・消防団へのアンケートの実施について |
| 第7回 | 平成30年7月24日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員アンケートの結果(中間報告) ・報告書(素案)の検討 |
| 第8回 | 平成30年10月18日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員アンケート及びヒアリング結果 ・報告書(素案)の検討 |
| 第9回 | 平成30年12月21日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団が抱える主な問題点と意見 ・骨子の検討 |
| 第10回 | 平成31年1月28日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)の骨子 ・報告書の構成 |
| 第11回 | 平成31年3月1日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)の確認 |
| 第12回 | 平成31年3月25日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)の最終確認 |